

子どもオンブズ・レポート2004

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の第6年次運営に関する報告
(2004.1～12)

2005(平成17)年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 第6年次運営に関する報告

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下、「条例」とします）第 20 条により、2004 年 1 月から 12 月までの第 6 年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

条例第 1 条はこの条例の目的を「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保すること」と定め、第 2 条は市および市民が担うべき「子どもの人権の尊重」について定めています。

それらの、より一層の実現に向けて、本報告書が積極的に活用されることを、私たちオンブズパーソンは子どもの権利擁護の第三者機関として、心より期待するものです。

2005(平成 17)年 3 月 10 日

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 田中 文子

代表代行オンブズパーソン 石田 文三

オンブズパーソン 川端 利彦

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

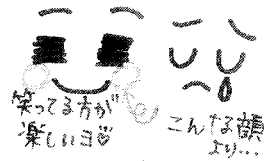
第6年次運営(2004. 1～12)に関する報告

第6年次(2004年)の条例運営の報告にあたって	p4
I. オンブズパーソンの相談活動	p9
179案件で、延べ504件の相談	p10
助けを必要としている子どもたち	p12
相談受付の方法や場所など一子どもとおとなの違い	p16
相談の風景—自ら回復していく子どもたちの姿	p18
II. オンブズパーソンの調査活動	p21
5案件で、延べ77件の調査を実施	p22
第6年次に扱った調査案件のあらまし	p24
III. オンブズパーソンの広報・啓発活動(予防的活動)	p33
子どもたちへの広報・啓発	p34
おとなたちへの広報・啓発	p37
制度に関する問合せ・視察等の受付	p40
オンブズパーソン制度の浸透状況	p42
IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開	p45
オンブズパーソン会議の開催状況	p47
個々の事例に関する研究協議	p48
情報公開の対応	p49
V. 補章	p51
子どもの人権とオンブズパーソン活動	
代表代行オンブズパーソン(弁護士)石田文三	p52
今の子どもたち・その心の育ちを考える	
オンブズパーソン(児童精神科医)川端利彦	p58
参考資料	p63

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例／川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ／
第6年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿／申立案件・自己発意案件の処理状況一覧
(1999. 6～2004. 12)／「子どもの実感調査(抜粋)」／「次世代育成支援に関するアンケート調
査」(抜粋)

悲しんで泣いてるより... 楽しんで"

笑ってる方が

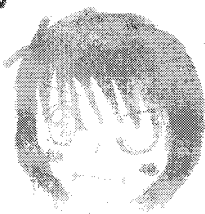


いいじゃんっゆ
気軽に話して見ようっゆ



相談員の人
すごく優しいヨ

ひとりで
悩まないで"
悩んだって
苦しいだけ
だよ...ゆ



思いきって
オンズに電話
してみようよゆ



フリ→ダイヤル

0120-197-505

君には絶対話す勇気が
あるはずだよ
がんばってゆ

相談に通ってきた子どもが描いてくれました。

第6年次(2004年)の条例運営の報告にあたって

はじめに

第6年次(2004年1月～12月)の条例運営の概況は、**図1**のとおりでした。子どもの人権オンブズパーソン制度の主な活動には、電話や面談による「相談活動」と申立て等による「調査活動」がありますが、相談活動は179案件・延べ504件、調査活動は5案件・延べ77件で、今年次扱った総活動数は184案件・延べ581件でした。年次毎に比べれば活動件数の推移には増減が認められ、第6年次は前年次よりも微減していますが、この数量のみでオンブズ制度の効果を一概に論じることはできません。マスコミにも取り上げられるような大きな案件にひとつ取り組むと、一挙に相談・調査件数が増えることもあります。けれども、相談・調査件数のみで、重大さを判断するものではないと考えます。たとえば、子どもとその子どもにかかわるおとなとゆっくりと打開・解決に向けて対話を重ねていくことが必要なケースもあれば、1、2回の相談で、すみやかに解決に向かうケースもあるからです。しかし、そのいずれのケースについても、オンブズパーソンは公的第三者の立場から、次の三つの役割と効果を大事にすすめてきました(注1)。

- (1)「子どもの視点に立ち、子どものエンパワメントを支援」
- (2)「関係機関の理解を得て、子どもの最善の利益の実現／制度の改善等の提言」
- (3)「子どもの救済と安心のまちづくりへの貢献」

今後とも、このような役割と効果は、市内の子どもや市民が、また、行政関係者がどれほどオンブズパーソンの存在を知っているか、そして、オンブズパーソンに関わった子どもやおとながどれほどオンブズパーソンがあってよかったと感じることができたか、ということの積み重ねのなかでつくりあげられ、検証されていくものでしょう。その意味では、今年次も、多くの子どもやおとなたちに、オンブズパーソン活動の役割と効果を実感してもらえたり、それにもとづく信頼関係を広げていくことができたと感じています。

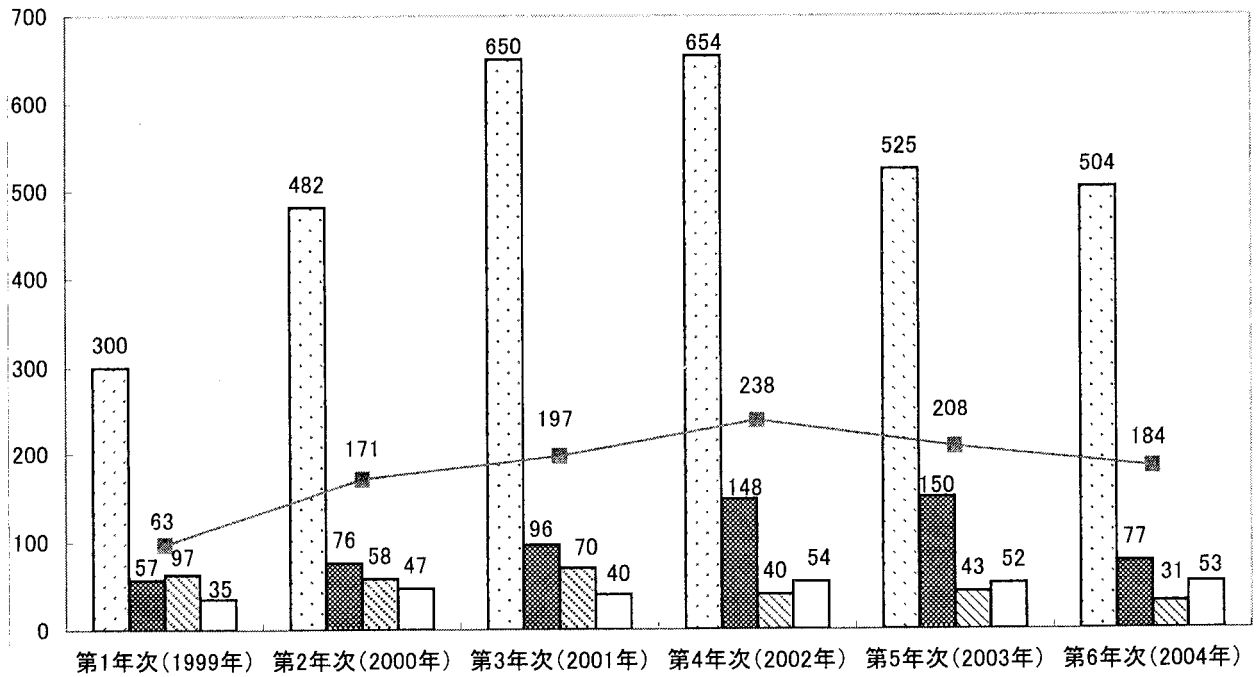
新しい体制に一「第三者性」の重要性

これまでオンブズパーソン制度は、民間から登用されるオンブズパーソン3名と調査相談専門員3名、事務局として行政職員2名で運営されてきましたが、今年度から行政職員が1名に減員され、調査相談専門員が4名に増員されました。その中からチーフ相談員が選任されて、行政職員とチーフ相談員で事務局が担当されることとなりました。この変更によって、オンブズパーソン活動のケースワークに直接かかわる事務については、行政職

(注1)「子どもオンブズパーソン制度の役割と効果」の詳細については第5年次報告書を参照。

(件・回)

図 I 条例運営の概況(活動件数など)



- 相談活動(受け付けた相談の延べ件数)
- 調査活動(実施した調査の延べ件数)
- 広報・啓発・予防的活動(オンブズパーソン等が参加して実施された研修会・学習会等の回数)
- オンブズパーソン会議・研究協議(開催回数)
- 案件数(相談・申立・自己発意の案件の合計)

(注1) 第1年次の相談・調査活動は6月から12月までの7ヶ月間の集計

(注2) オンブズパーソン会議は条例にもとづく原則公開の会議

研究協議はオンブズパーソンとスタッフによる原則非公開のケース会議

員に代わってチーフ相談員が主として担うことができる体制となり、これまでより制度の第三者性がさらに明確にされたと言えます。

オンブズパーソン制度は、「市長の付属機関」（条例第 4 条）として、市の条例に基づいて活動する公的機関です。であると同時に、オンブズパーソンには本市とのあらゆる利害関係を有しない者を民間から選任し、「その独立性の尊重」（同第 8 条）が市の責務として定められた第三者機関です。そのような点からも、オンブズパーソンに求められている役割は、実施機関や当事者と利害関係を持たない第三者として、「子どもの最善の利益」の観点を堅持しての課題解決に向けて取り組み、子どもの権利の保障を進めていくことです。

第 6 年次のオンブズパーソン活動では、この第三者性を活かして、当事者間で対立的になってしまった関係を調整し、子どもの最善の利益の整理に寄与することが求められたケースが目立ちました。担任の先生や保護者など、当該子どもに直接関わっているおとなは、子どもに対する自分の期待感が優先したり、おとな自身の問題を抱えていたり、現場である学校や家庭での諸条件に埋没して、当該子どもの最善の利益の観点を失ってしまうことがあります。そこでオンブズパーソンは、置き去りにされてしまった子どもの心情をしっかりと聴き、受けとめ、関係するおとなに代弁していきました。それは、おとなを追及したり断罪したりするというのではなく、どうすれば、子どもの最善の利益を守ることができるか、ともに考えようとすることです。

その際、おとなたち、つまり、担任の先生をはじめとする市の関係機関や保護者などの方々のオンブズパーソンへの信頼が土台となります。今年度より、オンブズパーソン体制がより第三者的になったこともあり、とりわけ、第三者として関係機関と相互に連携して、互いの機能と役割を効果的に発揮していくよう、関係者との対話に努めました。ただし、オンブズパーソン制度の根本は、子どもの権利保障であり、子どもの権利の立場に立つことがあいまいになってしまえば、制度の存在意義が崩れてしまいます。当事者の置かれている立場や状況を理解しつつ、子どもの権利への共感をどう形成していくか、という視点を持ち、制度の運営の充実に努めていくことが今後とも必要です。

「いじめ」の訴えー子どもの SOS を受けとめて

第 6 年次において、延べ 504 件の相談活動のうち 82 件（全体の 16.3 %）、また、5 件の調査案件のうち 2 件が「いじめ」にかかわる案件でした。1 年を振り返って感じることは、オンブズパーソン活動において、「いじめ」を訴えとする子どもの救済・擁護にあたる場面が多く、そして、「いじめ」にかかわる子どもの SOS がとても切実なものであった、ということでした。

川西市教育委員会は、1995 年度から、「子どもの実感調査」を実施しており、そこに「いじめ」に関する質問がいくつかあります。2003 年度の調査結果によると、「心身に苦痛を感じるいじめを受けたことがある」と答えた子どもは、「よくある」「少しある」の合計

で、小学生 48 %、中学生 25 %でした (70 ページ参照)。さらに、「いじめを受けたことがある」と答えた子どもにとって、その苦痛が「生きていくのがつらく思えるほど」であるのは、小学生 4 %、中学生 5 %。「学校に行くのがいやになるほど」であるのは、小学生 10 %、中学生 6 % (70 ページ参照)。このことから、「いじめ」は誰にでも起こりうるという現状であり、少なくない子どもたちが「いじめ」に苦しんでいることが分かります。

オンブズパーソンの活動をとおして見えてきたことは、子どもにとって「いじめ」のつらさは、友だちからのひどい仕打ちに傷ついているという側面とともに、思い余って先生に訴えたときに、先生が十分に受け止め守ってくれなかったことで傷ついているという側面が大きいということです。これは、おとなが想像している以上に、子どもにとって大きな恐怖感、絶望感となります。日常的に子どもと関わっているおとなは、その子どもの性格や行動等の課題への指導であるとか、おとなから見ると事象的にはもっと深刻な「いじめ」が他にあることだとか、加害の側にいる場面もあるだろうとか、さまざまな判断が働き、被害の子ども、今の苦しさやつらさといった心情を受け止めることが困難になる傾向が認められます。しかし、「いじめ」は、おとなの目に見えない形でも進行していくので、問題の解決には、おとなの客観的判断の前に、まず、被害の子どもの心情をよく聴くことが重要なのです。

子どもの人権—エンパワメント・アプローチ

第 6 年次、延べ 504 件の相談活動のうち、子どもとの相談は 173 件 (34.3 %) でした。他の公的な相談窓口では、このように、子どもの相談件数の割合が比較的大きいことは珍しいことだと思われます。さらに、第 6 年次における 3 件の申立ては、すべて、子ども自身が申立人となっています。また、直接子どもから相談が寄せられるだけでなく、おとなからの相談においても、当事者である子ども自身の意思を尊重するという姿勢のもとに、できるかぎり子どもに出会ってきました。

子どもはどのように感じたり、考えたりしているのか知りたいと願って、子どもとの対話を続けていくと、子どもがいろいろと考え、迷い、おとなや周囲の人のことも思いやったり、腹を立てたりしながらも、子ども自身で解決への道を一所懸命探していることが分かります。悩んだり、怒ったり、迷ったりしている自分を受け止め、共感してくれる他者がいることで、人は自己を見つめ、見失っていた自分のなかの力への信頼を取り戻していくことができます。自分ひとりでは限られている情報や知識を他者から提供されて、解決への道を自ら選び取っていきます。他者の支援を受けながら、自分の課題を自ら越えていくことを「エンパワメント」と言います。「エンパワメント」は、ひとりひとりの尊厳や力を尊重する人権の思想であり、子どもの人権を保障するためには、「エンパワメント・アプローチ」が大切なのです。

オンブズパーソンに関わった子ども 3 人への聞き取り調査の結果があります(注2)。そこには、当初、自分のことを理解してくれるわけではない、あるいは、秘密が守られないだろうというおとなへの不信感やあきらめを抱いていた子どもが、オンブズパーソンと関わるなかで、自分の話をこんなに真剣に聴いてくれる、そして、自分のことを考えて動いてくれる人がいるのだという、人への信頼感から自信を回復していく姿がありました。オンブズパーソン制度は、子どものSOSを受けとめ、子どもの代弁者として個別救済を行い、その活動をとおして関係する機関に制度改善等を提言し、子どもの最善の利益を図るという独自の機能を持っています。そのことから考えれば、オンブズパーソンに相談した子どもにとって「よりよくなっていくという感覚」は、オンブズパーソン制度とのつながりのなかで生まれているのでしょうか。そして、このような感覚のなかであって、子どもは権利行使の主体者として問題の打開・解決に向かっていきます。こうした子どもたちの姿に、私たちオンブズパーソンもまた力をもらっているのです。

おわりに—子どもの救済と安心のまちづくりをめざして

2004 年は、「子どもの権利条約」が国内批准されて 10 年の年でした。この 10 年、子どもの権利は、私たちの社会にどれほど根付いたのでしょうか。

子どもが最も信頼すべき身近なおとなに殺されてしまうという児童虐待死の事件が相次いで報道された 1 年でした。虐待は、子どもへの人権侵害の最たるものです。また、子どもが被害者、加害者となる事件も多い 1 年でした。いじめ、不登校、体罰、家族関係、病気等々、オンブズパーソンに寄せられる相談からも、子どもの生きがたさがさまざまに伝わってきます。2005 年 3 月には、これからの 10 年の子ども政策の土台となる「川西市次世代育成支援行動計画」が策定されます。この行動計画の進捗状況は 1 年ごとに点検されることになっています。この中で、子どもの権利保障がどのように進められていくか、今後モニタリングも行っていかなければならないでしょう。

「次世代育成支援に関するアンケート調査」からは(71～74 ページ参照)、就学前・小学生の子どもと同居する親(保護者)等のおとなのオンブズパーソン制度の認知度や利用意向が、他の子育て支援サービス施策と比べてもかなり高いことがわかりました。川西市で子どもが安心して元気に育ち、また子どもを支えるおとなが安心して子どもとかかわることができる、自治体独自の子育ち・子育てにかかわるセーフティネットの一環として、オンブズパーソン制度が引き続き貢献しうるものであると感じるところです。

(注2) 2004 年 2 月、子どもの権利総合研究所(代表:喜多明人 早稲田大学教授)が「自治体子ども施策・子どもの救済制度に関する研究調査団」として、川西市の子ども、学校・保育所関係者、民生児童委員等に、子どもオンブズパーソン制度についての調査を実施。

Ⅰ. オンブズパーソンの 相談活動

**179 案件で、延べ504 件の相談
助けを必要としている子どもたち
相談受付の方法や場所などー子どもとおとなの違い
相談の風景ー自ら回復していく子どもたちの姿**

1. オンブズパーソンの相談活動

□ 179 案件で、延べ 504 件の相談 □

第 6 年次は、原則として月曜日から金曜日の午前 10 時～午後 6 時までの間、相談等を受け付けてきました。受け付けた案件の数は 179 件（第 5 年次案件数 201 件）、延べ件数は 504 件（同延べ 525 件）と前年次に比べて若干減少しています。相談者の内訳では、子どもからの相談が増え、とくに中学生が相談する割合が増えています。

月別の相談受付件数：月ごとに相談受付の推移をみると、前年に比べて 4 月と 5 月の相談受付件数が減少（前年同時期比で約 61 % 減）している一方で、例年に比べて正月休みの 1 月や夏休みの 8 月に相談が増加しています（図 1-1）。1 月や 8 月など子どもが休みの期間には、学校に関する相談は少なく、学齢期の子どもの保護者からの子育ての悩みや家庭内の虐待にかかわる相談が増加する印象を受けます。子どもと親が場所と時間を共有する機会が増えるため、親子間の関係で何らかのストレスを抱えている現状が伺われました。

一方、4 月や 5 月の相談の減少は毎年行う広報・啓発活動の時期と関係していると思われます。第 6 年次は 5 月下旬に、ほぼ 1 年ぶりに電話カード、そして今年初めて発行したパンフレットを配布しました（35 ページ参照）。その後 6 月以降の相談件数は増加している点からも、あらためて、広報・啓発活動の重要性が認識されます。今後も継続的に、そして効果的に行う必要があるでしょう。

相談者の内訳：第 6 年次の延べ 504 件の内訳は、子どもの相談が 173 件（34.3 %）、親などの保護者は 263 件（52.2 %）、教職員などは 68 件（13.5 %）でした（図 1-2）。この三者の割合は前年次と比較して、子どもからの相談が、約 10 % 増えて、保護者からが 7 % 減少しています（表 1-1）。具体的には子どもからの相談では、中学生（子ども全体の 56.1 %）が最も多く、次に小学校高学年（同 23.1 %）と続きます。前年次までは、小学校高学年の相談がもっとも多く、第 6 年次はその割合が逆転するほどに中学生の相談が増えています。

これまで、中学生は自ら相談することにややためらいがちになるといった現状も感じられました。しかしながら、第 6 年次では、6 年間のオンブズパーソン活動を通して、小学校の時からオンブズパーソンを知っている子どもたちや、小学校の時に既に相談したことのある子どもたちが、中学校に入ってから引き続き相談してくれることも少なくありませんでした。子どもの相談では、子どもたちが複数で相談してくることも見られ、オンブズパーソンの相談をきっかけに、さらに子ども同士がつながり、仲間とともに現状を打開・解決していく姿もありました（18～20 ページ参照）。

図 I - 1 月別相談件数(第6年次と第5年次)

第6年次 年間計:延べ件数504件・179案件

第5年次 年間計:延べ件数525件・201案件

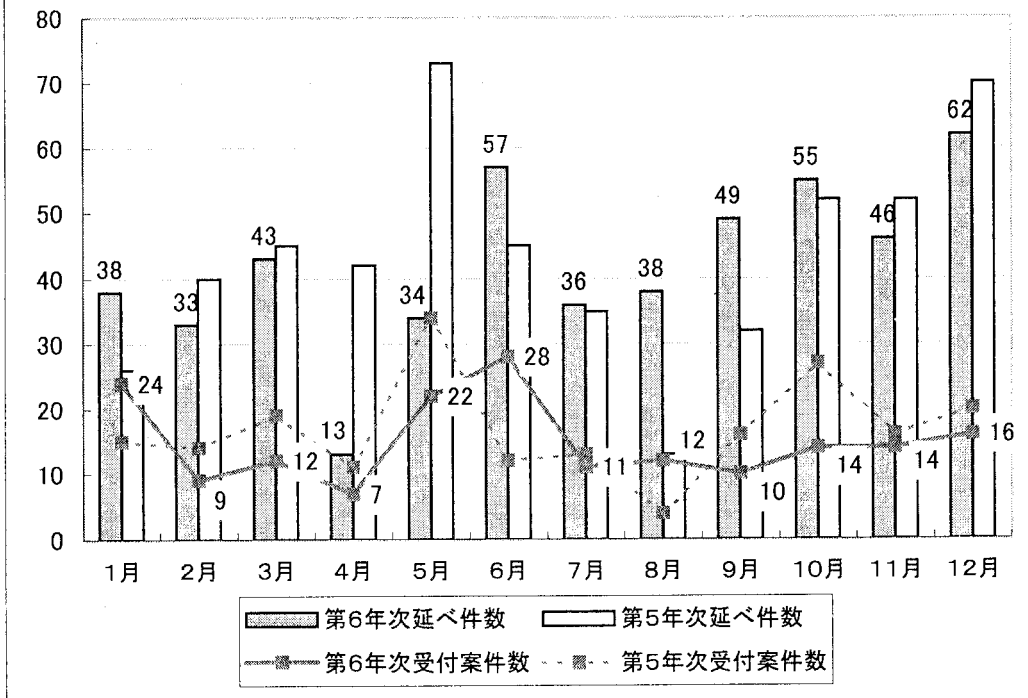


図 I - 2 相談者の内訳(第6年次)

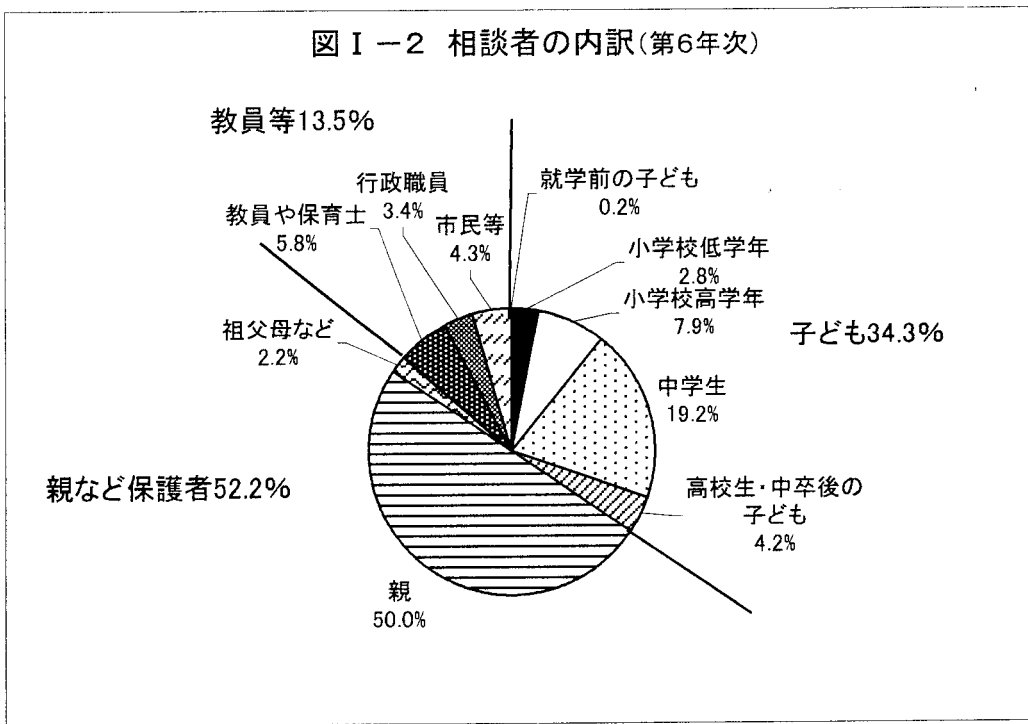


表 I - 1 各年次の相談件数とその内訳(件)

年次	子ども		保護者		教員など		計
6	173	34.3%	263	52.2%	68	13.5%	504
5	135	25.7%	311	59.2%	79	15.0%	525
4	180	27.6%	369	56.5%	104	15.9%	653
3	134	20.6%	382	58.8%	134	20.6%	650
2	99	19.1%	326	62.8%	94	18.1%	519

□助けを必要としている子どもたち□

助けを必要としている子ども：相談全体の中でもっとも多いのが中学生の子どもに関することでした(図1-3)。次が小学校高学年、小学校低学年、という順になっています。

就学前や小学校低学年の子どもに関する相談は、保護者などおとなからの相談がほとんどです。いわゆる「子育て」に関する相談が多く、安心して子どもを育てたい、子どもの育ちを支えて欲しいという願いや訴えが反映されているものと思われます。また、子ども自身が困っている場合に、自ら十分に意見表明をしきれない子どもにかかわって、相談を寄せてくるという意味もあるでしょう。

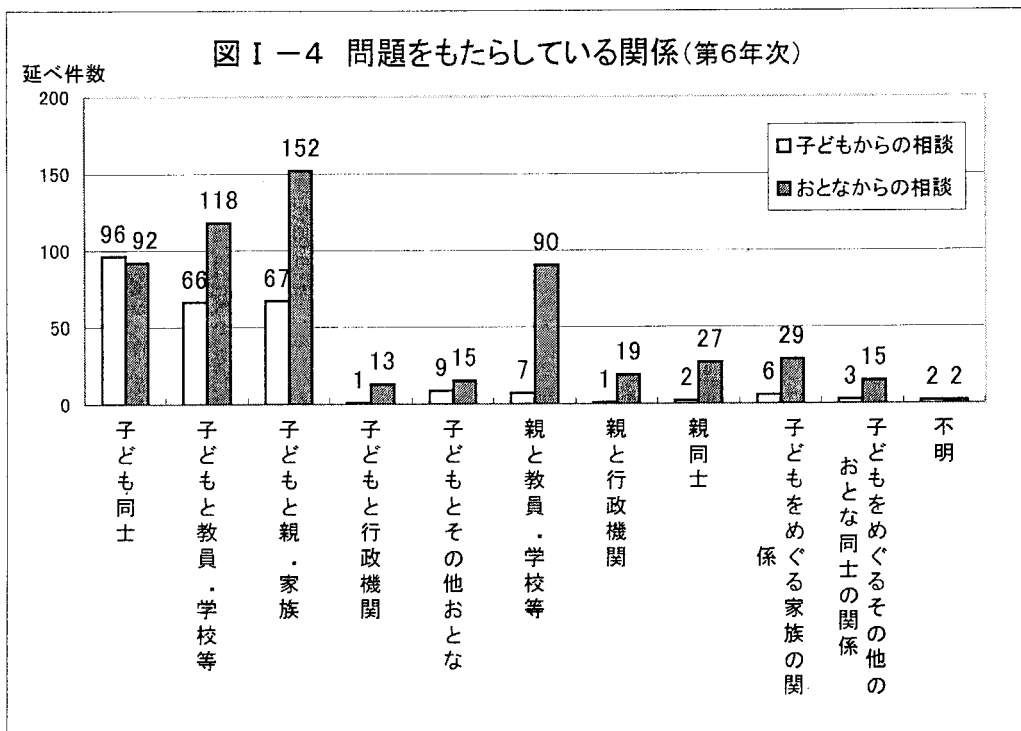
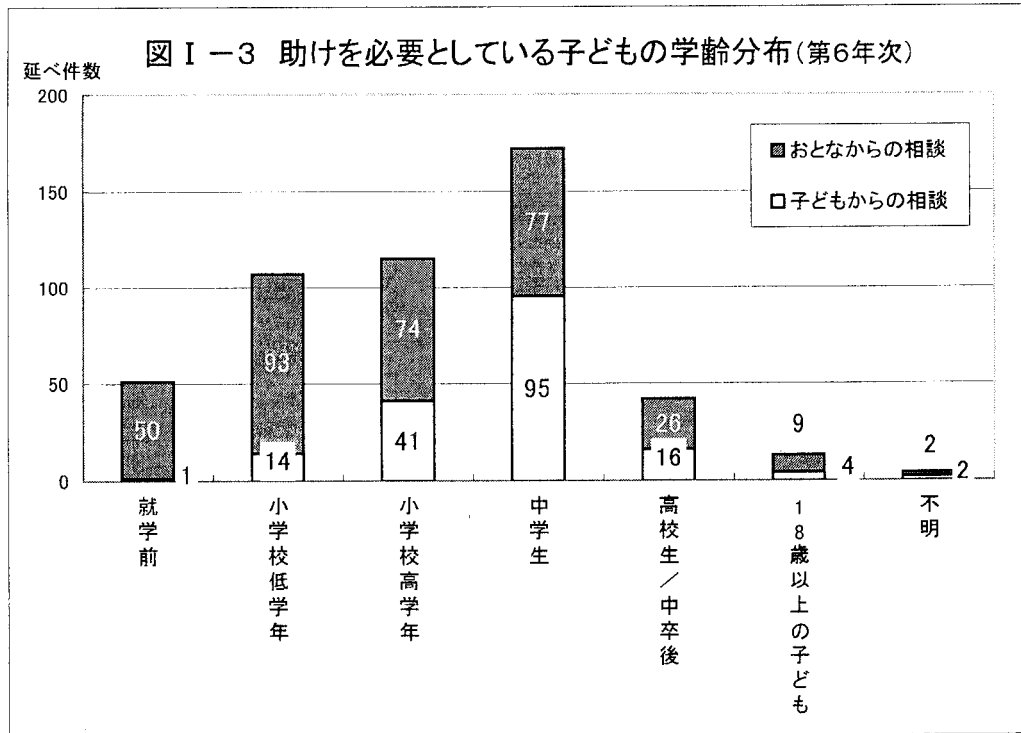
一方で、学年があがるにつれて子どもからの相談も増え、多くの子どもたちと出会うことができました。特に第6年次では、中学生に関する相談は、おとなからよりもむしろ子ども自身から相談を寄せられることが多かったことが分かります。子どもたちが自分の直面している問題に自ら参加していこうとする姿が伺われます。

複合・重層した関係：助けを必要としている子どもたちが受けている人権侵害はその訴えの内容と人間関係の文脈から、子どもが置かれている現状を読みとる必要があります。

「問題をもたらしている関係」(図1-4)(注1)に着目すると、比較的多い項目は、子どもからの相談では、①「子ども同士」の関係(延べ96件)②「子どもと親・家族」の関係(同67件)③「子どもと教員・学校等」の関係(同66件)の順になっています。これに対して、おとなからの相談では、①「子どもと親・家族」の関係(延べ152件)②「子どもと教員・学校等」の関係(同118件)③「子ども同士」の関係(同92件)④「親と教員・学校等」の関係(同90件)となっています。

子どもからの相談では、子ども自身と他者(親、教職員、子ども)との関係において問題が語られることが多いといえます。一方で、おとなからの相談は子どもの人権問題にかかわって、「親と教員・学校等」(延べ90件)、「子どもをめぐる家族の関係」(同29件)「親同士」(同27件)、など、子どもを取り巻く、子ども以外のおとな同士の関係の中における問題として語られることも少なくありません。これは、子どもが抱えるしんどさがまわりのおとなにも影響しているともいえますし、逆に子どもが抱えるしんどさには、おとな同士の関係も相当に影響している、ともいえるでしょう。

また、一つの関係のみならず複数の関係が複合・重層するなかで問題がもたらされている相談が、延べ件数全体の6割以上(子ども49.1%、おとな72.2%)に達しています。このようなことから、複合・重層した関係を背景にして、個々の問題事象が生じて、子どもやおとなから公的第三者機関のオンブズパーソンに相談が寄せられているものと考えられます。



(注1) これは、予め設定した10項目の中から、問題を生みだしている「主たる関係」の一つをチェックし、その他に「副次的な関係」が明らかに認められる場合は同じ10項目の中からさらに一つをチェックし、それらを合算してグラフにしたものである。

問題となっている内容：図1-5（注2）と表1-2（注2）は、どのような内容の相談があるのかということについて示したものです。比較的頻回に取り上げられていた問題事項は、子どもでは①「家族関係の悩み」（26.6%）②「交友関係の悩み」（25.4%）③「心身の悩み」（22.5%）④「いじめ」（16.2%）⑤「先生（教職員・保育士等）の指導上の問題」（12.1%）でした。おとなでは、①「子育ての悩み」（23.9%）②「学校・保育所等の対応の問題」（20.2%）③「家族関係の悩み」（17.5%）④「いじめ」（16.3%）⑤「先生（教職員・保育士等）の指導上の問題」（14.2%）でした。子どもからもおとなからも、共通して頻回に訴えられている問題は、「家族関係の悩み」「いじめ」「先生（教職員・保育士等）の指導上の問題」でした。例年と同様学校に関する相談が多く、特に「いじめ」に関する相談が増加したことについては、6 ページに述べたとおりです。また、これらの問題事項も、問題をもたらしている関係と同様、複数の問題が複合していることが少なくありません。

子どもからの相談について前年次と比較してみると、「家族関係の悩み」と「心身の悩み」が増加しています。これらの相談内容については、一つの案件で継続して相談を受けることが多くあり、相談者自身が抱えている問題の深刻さが相当に認められるところです。

おとなからの相談では、子どもからの相談と比較してみると、例年と同様「子育ての悩み」が多くなっていますが、第6年次では「学校・保育所等の対応の問題」も多くなっています。「学校・保育所等の対応の問題」という問題事項の分類は今年次より新たに付け加えた分類項目の一つですが、これまで、「先生の指導上の問題」に分類されることも少なくありませんでした。分類を分けたことで、おとなは特に学校で子どもに関する問題が起きた場合に、その中身のみならず、それに対する教職員などの対応に問題性を感じて相談してくる場合が多いという現状が浮かび上がってきます。

子どもの解決の支援にむけて：これまで見てきたように、子どもの問題は日常のさまざまな人間関係が交錯する中で、複合的に発生していることが分かります。そうした人間関係において、子どもの傷つきがもたらされている現状があります。オンブズパーソンは子どもの話に耳を傾けてその心情を受容し、たとえ時間がかかったとしても子どもと対話を重ね、子どもとともに解決策を探っていきます。おとなが「子どものため」という思いで解決を図ったとしても、子どもの思いや考えが置き去りにされていれば、子どもは自分が尊重されていると感ずることができず、誇りや自信、自分や他者への信頼を回復することはできません。子どもの回復を支援することとは、可能なかぎり問題解決の過程で子どもの意見表明の権利（子どもの権利条約第12条）を具体的に保障していくことだといえるでしょう。オンブズパーソンが関係するおとなに子どもの心情を代弁し、子どもをとりまく人間関係のポジティブな関係のつくりなおしを支援することもあります。まわりの助けをかりながらも子どもが自分のおかれている状況を「よりよく変えることができる」という感覚を実感できることが大切です。このようにして、子どもは「元気」と「安心」を回復し、未来に対しても希望を持つことができるのではないかと感じています。

図 I - 5 問題となっている内容(第6年次)

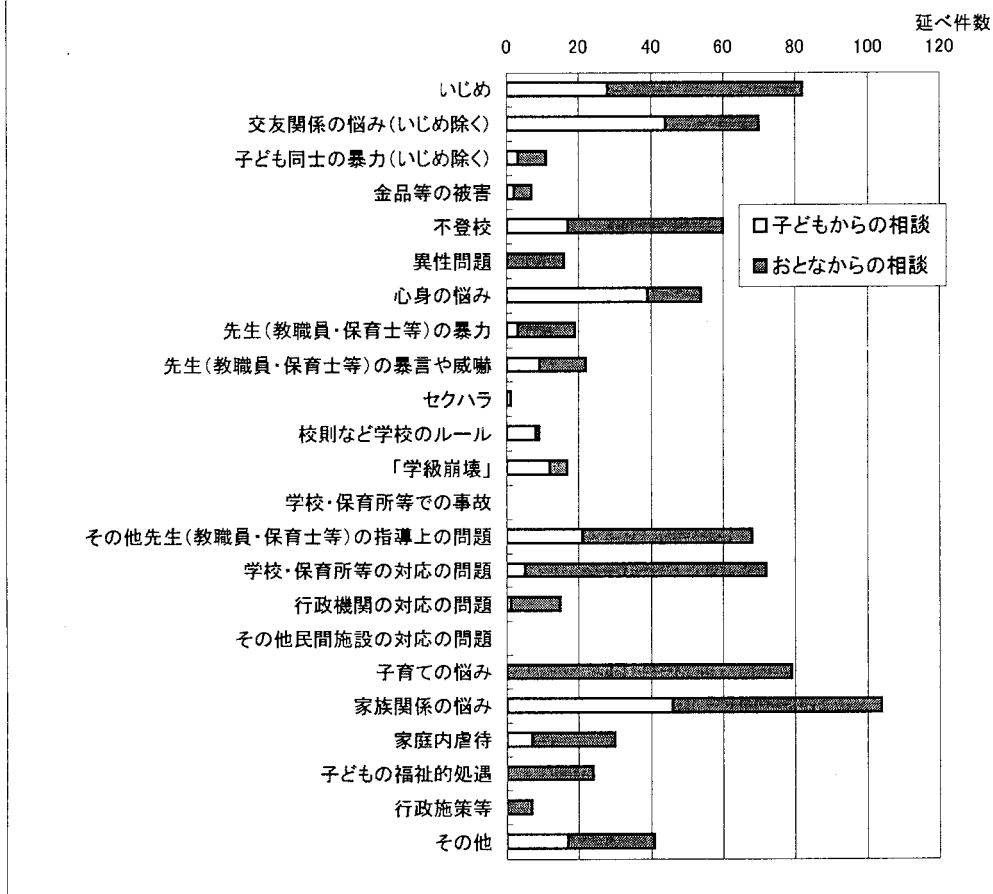


表 I - 2 問題となっていた事項の分類比率(第6年次と第5年次)

問題となった事項	子ども		おとな	
	第6年次	第5年次	第6年次	第5年次
いじめ	16.2% ④	12.7% ⑤	16.3% ④	9.5%
交友関係の悩み(いじめ除く)	25.4% ②	26.9% ②	7.9%	9.2%
子ども同士の暴力(いじめ除く)	1.7%	0.7%	2.4%	2.1%
金品等の被害	1.2%	0.0%	1.5%	0.5%
不登校	9.8%	27.6% ①	13.0%	15.6% ⑤
異性問題	0.0%	1.5%	4.8%	0.3%
心身の悩み	22.5% ③	3.0%	4.5%	5.6%
先生(教職員・保育士等)の暴力	1.7%	2.2%	4.8%	2.6%
先生(教職員・保育士等)の暴言や威嚇	5.2%	4.5%	3.9%	1.8%
セクハラ	0.6%	0.0%	0.0%	1.8%
校則など学校のルール	4.6%	2.2%	0.3%	0.5%
「学級崩壊」	6.9%	0.0%	1.5%	1.3%
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
その他先生(教職員・保育士等)の指導上の問題	12.1% ⑤	23.9% ③	14.2% ⑤	28.2% ①
学校・保育所等の対応の問題	2.9%	—	20.2% ②	—
行政機関の対応の問題	0.6%	—	4.2%	—
その他民間施設の対応の問題	0.0%	—	0.0%	—
子育ての悩み	0.0%	3.0%	23.9% ①	22.6% ②
家族関係の悩み	26.6% ①	14.2% ④	17.5% ③	16.4% ③
家庭内虐待	4.0%	3.7%	6.9%	2.6%
子どもの福祉的処遇	0.0%	0.0%	7.3%	11.0%
行政施策等	0.0%	0.7%	2.1%	2.8%
その他	9.8%	9.7%	7.3%	16.2% ④
計【%】	152%	137%	165%	152%

注: ①開みの数字は年次ごと・相談者ごとの上位5番目までの順位をあらわしたものと

(注2) これらは、予め設定した 23 項目問題事項の中から、相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められる場合に、それを「副次的な訴え」として同じ 23 項目の中からさらに一つをチェックし、それらを合算して表やグラフにしたものである。

□相談受付の方法や場所など—子どもとおとなの違い□

相談は、「電話」などの通信手段を用いて行なう場合と、「オンブズパーソン事務局」や「子どもオンブズくらぶ」（パルティ川西4階・川西能勢口駅前）で、またはオンブズパーソンの「出張」（家庭訪問や学校その他の公共施設など）で、直接相談者と出会う面談する場合とがあります。相談の方法や場所は、子どもとおとなとはそれぞれに特徴があり、それぞれの相談者（来談者）がもっとも安心できる方法や場所で、相談を受けています。

子どもから受ける相談：子どもからの相談受付で最も多かったのは電話（45.1％）で、次に「子どもオンブズくらぶ」での面談（39.9％）が続きます（図1-6）。例年は面談が多い傾向にあるのですが、電話による相談が増加しています。特に、中学生から電話の相談が増えていました。面談は、圧倒的に「子どもオンブズくらぶ」が多く、市役所内の事務局にある相談室の利用はわずかです（5.2％）。子どもが相談するにはリラックスして、安心できる空間が必要です。そのような場所として「子どもオンブズくらぶ」が活用されています。ここは、カーペット敷きの部屋にパソコンや本や遊具も置かれていて、相談員と子どもと一緒に遊んだりしてコミュニケーションを深めていくこともあります。

自宅から市役所付近まで相当に距離があったり、多忙であったりと相談に行くことが難しい子どもたちもいました。そのようなとき、オンブズパーソンや相談員は訪問を行います（3.5％）。そのほか、「手紙・ファックス等」（6.4％）による相談が、前年次よりも増加しており、子どもが気軽に安心してアクセスできる通信手段であることが伺えます。

これらの相談形態のなかで、子どもとの相談の4割以上は1時間を超えて行われています（図1-7）。これは、問題となっている事柄をオンブズパーソンと一緒に整理して、打開・解決に向けた選択肢を考え、次のステップに向かうまで必要な時間をかけ、丁寧に話を聴いているためです。

子どもの相談を受ける時間帯として最も多いのは、放課後にあたる15時から18時の間です（図1-8）。第6年次はさらに18時以降の相談が16.2％（前年次9.6％）と増えていますが、これは、中学生以上の子どもからの面談等が反映されているものです。中学生以上の相談は、休日に受けることもあり、多忙な日々のために十分な相談時間が取りにくい子どもの現状が伺えます。

おとなから受ける相談：おとなの場合は、7割近くが電話による相談です。また、面談の場合も、「子どもオンブズくらぶ」よりも事務局での面談が多くなっています。子どもと親から、同じ時間帯に別々に相談を受ける必要がある場合には、子どもとは「子どもオンブズくらぶ」で、親とは事務局内の相談室で相談を受ける、といったことも見られます。相談はほぼどの時間帯にもありますが、子どもが学校に行っている午前中の際に、電話での相談が多く寄せられています。

図 I - 6 相談受付の方法と場所(第6年次)

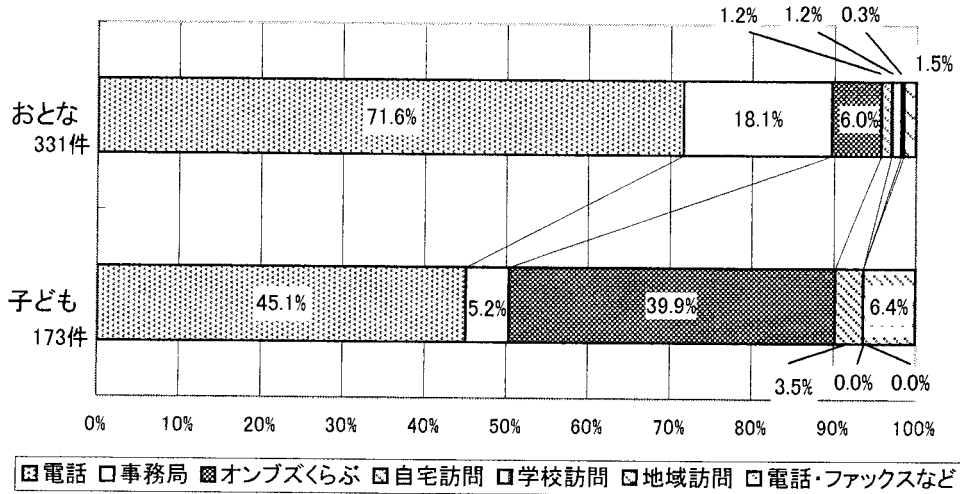


図 I - 7 相談の所要時間(第6年次)

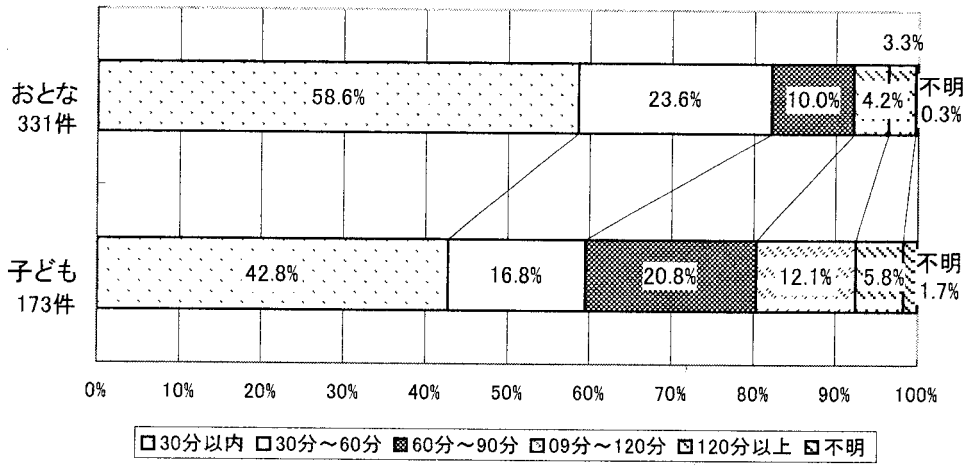
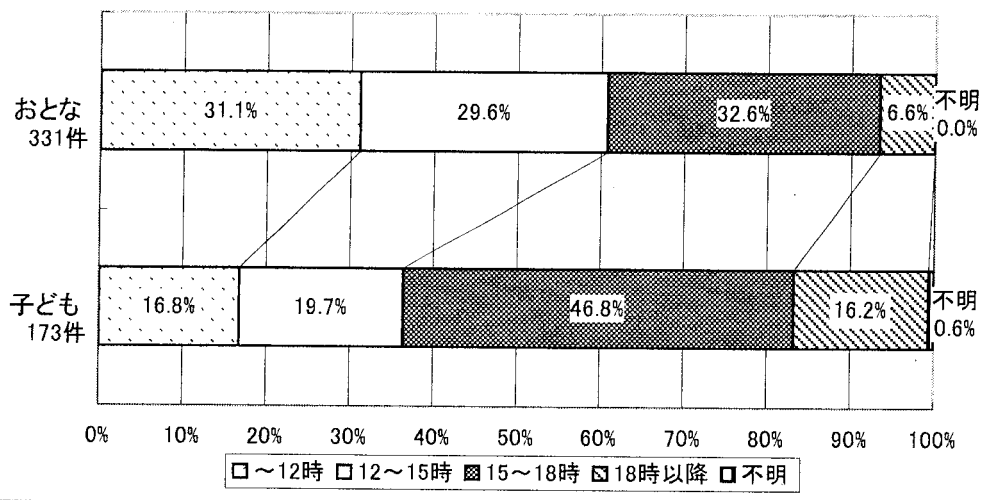


図 I - 8 相談受付の時間帯(第6年次)



□相談の風景—自ら回復していく子どもたちの姿□

ここでは、子どもから寄せられる相談をもとにして、相談の様子を描いてみました。いずれも、相談員がそれぞれにつづったもので、登場する子どもたちはすべて仮名です。

サキちゃんからの電話相談

「学校で友達から仲間はずれにされて…」とすすり泣きながら電話をかけてきてくれたサキちゃん。沈黙が続いた。「落ち着いたら話してくれたらいいよ。大丈夫だよ。」と声をかける。しばらくして、「一緒に遊ぼうと言ったら、どこかに行っちゃった。それで…」と語り始めてくれた。

「そうか、そんなことがあったんだね。どんな気持ちだったの？」と聴くと、「むっちゃ、イヤだった。だってのけもの扱いされたもん。」とサキちゃん。「そうやね。イヤな気持ちになるよね。その気持ち、とってもよくわかるよ。」とサキちゃんの気持ちに寄り添った。

ことばに含まれる寂しさ、つらさ、そして怒り、そんな感情をできるだけ受け止めた。サキちゃんは、ユカリちゃん・マリちゃんという遊び仲間がいたが、最近マリちゃんが自分のことを嫌って、陰口をユカリちゃんに言っているのか、ユカリちゃんからも避けられて孤立している、という。さらに、マリちゃんから「嘘つきや、おまえは。」と何度か言われて傷ついていた。

「わたし、嘘なんかついてへん！」

「嘘はついてないんだね。信じるよ。サキちゃんはこれからどうしていきたいと思っているのかな？」

「う〜ん…（沈黙）。どうなるかこわいけどユカリちゃんに『私、嘘はついてないねん』って言う。それで、できれば仲直りしたいなあって思う。」

「そうだね。不安だけど思い切って話

をしてみることで解決したいって思っているんだね。それってすごいと思うよ。」

「うん。でも、やっぱり話をするのはドキドキする。」

「じゃ、言うとしたら、どんな感じで言えるか、一緒に考えてみようか。」

対話をじっくり重ねるなかで、サキちゃんのイメージもふくらみ、「なんか、さっきよりうまくいきそうな感じやわ。でも、うまくいってもいかなくても、また電話してもいい？」と弾んだ声。「もちろん！いつでも電話を待ってるよ。」

次の日さっそく相談があり、ユカリちゃんに思い切って声をかけてみたけど、マリちゃんに気兼ねしている様子で、すぐにいなくなってしまった、という。ただ、それほど落ち込んでいる様子はなく、今回はマリちゃんとの関係についても相談してくれた。マリちゃんにされてイヤだったこと、他の友達を叩いたり命令したりしていることなど。最後に「本当はマリちゃんは寂しいかも。友達がほしいだけかもしれない。でもうまく言えないねん、きっと。私もそんなときあるし。いじめてこなければ普通に遊べるし…」とサキちゃん。

数日後、「ユカリちゃんと仲直りできたよ。今度オンブズと一緒に遊びに行くね。」と電話。マリちゃんとの関係はこれからみたいけど、そのときはまた相談したい、という。

(森澤相談員)

子ども同士のつながり

9月×日：アケミちゃんから電話相談。公衆電話からキョウコちゃんとかけている、という。「自分たちで考えてもどうしたらいいかわからなくて…。学校でトラブルがあっても、あまり先生は話を聴いてくれない。勝手に自分たちが悪いように言われて、それに性格のことまで言われたの。みんながいるところで性格を言われるなんて。」自分でも気になっている性格を言われたことがショックで、受話器から涙ぐんでいる声が出た。

「そうだね。みんなの前で言われて、とてもイヤな気持ちになったんだね。」

「うん、そうなの。それでね…」アケミちゃんはキョウコちゃんがいる傍らで、その現状を訴え続けた。相談員から、ここは秘密を守るところ、子どもの立場で子どもの気持ちや考えを代弁できるところ、そして、子どもにとって一番いいことをいっしょに考えるところであると説明をすると、「最初は緊張して手が震えたけど、ほっとしたよ。今度は会ってもいい？」とアケミちゃん。3日後に「子どもオンブズくらぶ」で会うことになった。

9月○日：会って話を聴くと、子どもたちで先生に思いを伝えようと交換日記に書いた、けれどうまくいかなかったこと。親にも相談した、でも「そんな（悪い）先生じゃないでしょ。」と信じてもらえないことが語られた。すでに子どもが解決への取り組みをしようとしているけれど、おとなが子どもの意見をしっかりと受けとめ、その意見について、おとなの考えを伝えていく「対話」づくりが難しい現状があった。それでも、じっくり話し合うなかで、子どもたちが「同じように悩むクラスメートと話をしていきたい。」という仲間の力をかりて解決してい

く方法を考え、取り組むことになった。

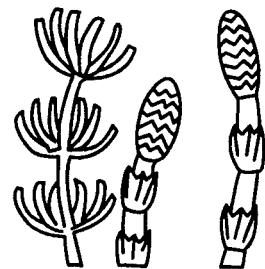
10月□日：アケミちゃんから電話。声はずんでいいる。「あのなあ、今日うれしいことあってん。聴いてくれる。」「なにになに？どうしたん？」「クラスで先生が、また、一方的に怒りだすから、『理由があるのになあ。』ってつぶやいてたら、先生に注意されたの。すると、キョウコちゃんが『先生に話しにくいです。○○の理由があるのに…』と言ってきて。そしたら、みんなも『うん。』『うん。』とうなずいてきて。すると、先生は『そうか…。ちょっといきなりすぎたな、ごめんな。』と謝ってくれた！」

キョウコちゃんに対しての感謝、そして、まわりの子どもとつながれた喜びが伝わってきた。

10月△日：久しぶりに面談。二人の表情は明るい。クラスで風通しがよくなり雰囲気もいいという。運動会もクラスで好成績。「これからどうする？」と尋ねると、「うん、今度、『それはおかしいやん。』と思うことがあったら、先生に言う。みんなもいるし、わかってくれると思う。大丈夫だよ。」

また、学校、あるいは家庭や地域で問題が起こるかもしれない。でも、「話し合いをしよう」「それでもだめならオンブズで聴いてもらおう」という風に思っているようだ。

(福田相談員)



相談から『しゃべり場』へ

コウジくんは、学校で毎日のように嫌がらせを受けていた。物を取られる、陰口をたたかれる、時には暴力もあった。困り果てたコウジくんは、同じクラスのツヨシくんから相談した。ある日、学校が終わってから二人は長い時間公園で話し込んでいた。しかし、二人で話をしてもどうしたらいいかわからなかった。コウジくんが、学校で配られたオンブズの電話カードを思い出し、一度相談してみようということになり、そのままオンブズパーソン事務局を訪れた。

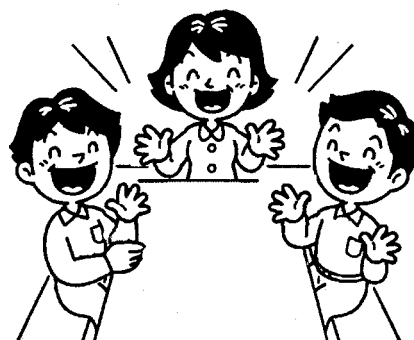
最初、コウジくんは「こんな学校にいたくない。なんで僕がこんな目に遭わなければいけないのか！今すぐ転校したい。」と、かなり怒っていた。また、「先生に言っても何もしてくれないし、オンブズパーソン、なんとかしてよ！」と訴えた。ツヨシくんも横でその話を聴いていたが、今の自分たちではなんにもできない、という絶望感、無力感でいっぱいのようなのだ。

その後しばらく、二人で学校帰りにオンブズくらぶに寄って相談する日が続いた。彼らの話に耳を傾け、その心情に寄り添い、共感していった。彼らの願いは「安心して学校で過ごしたい」というごく当然のものだった。ただそれをどうやって実現するのか。

話を聴いていくと、二人以外にも、こうした学校の現状に困っている友だちがたくさんいるという。「困っている人がそんなにいるのなら、みんなで集まってどうしたらいいか一緒に考えてみない？」と提案してみた。「学校でこういう話題はなかなかしゃべりにくいけど、ここ（オンブズくらぶ）なら話ができるかもしれない。友だちに声かけしてみるよ。」

さっそく数日後、二人は一人の友だちを連れてきた。その次は二人、三人と徐々にメンバーが増えていった。コウジくん、ツヨシくんから始まった相談はこうして、いつの間にか複数の子どもたちによる『しゃべり場』になっていった。最後にはメンバーは10人に増えた。学校であつたいやなこと、ムカつくこと、イライラすること、本当はこんな学校だったらいいのにな、こんなこと学校でやったら楽しいのにな、と思ひ思ひに語りはじめた。子どもたちは、お互いの話を聴き、そして、課題を共有していくなかで、学校をよりよく変えていくために、自分たちでなにかできることはないかを考えはじめた。こうして『しゃべり場』の回を重ねるごとに、議論も深まっていた。『しゃべり場』の運営方法や日時、話し合うテーマ、それぞれの役割なども自分たちで話し合っていて決めていった。一方で、学校の現状は、というと、依然として変わっていないという。しかし、彼らにはともに考え、支え合う仲間ができた。そんな彼らには笑顔が戻り、自分たちへの誇りと自信とを取り戻しているようだった。

(伊美相談員)



II. オンブズパーソンの 調査活動

5 案件で、延べ77件の調査を実施 第6年次に扱った調査案件のあらまし

- ①2003年申立第2号案件（第6年次で終了）
- ②2004年申立第1号案件（第6年次で終了）
- ③2004年発意第1号案件（第7年次に継続）
- ④2004年申立第2号案件（第6年次で終了）
- ⑤2004年申立第3号案件（第7年次に継続）

II. オンブズパーソンの調査活動

□ 5 案件で、延べ 77 件の調査を実施 □

申立てによる調査：第 6 年次では、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）は 3 件を受け付け、調査（注 1）を実施しました（表 II-1）。また、5 年次の年末に申立てられ、申立て事項の審査が第 7 年次に持ち越された案件が 1 件ありましたが、これは、条例上の審査の結果、調査不実施としました。これは、すでに別件で調査を終結しており、実施機関において子どもの最善の利益を図る観点から関係する子どもたちへの必要な支援が行われていると認められたため、本申立にかかわる調査の実施は不相当であると判断したものです。また、第 5 年次からの継続で調査を実施した案件は 1 件ありました。

自己発意による調査と継続案件：第 6 年次では、オンブズパーソンの自己発意調査（条例第 11 条第 3 項）は 1 件について実施しました。

案件数と調査延べ件数：以上により第 6 年次では、5 案件で、延べ 77 件の調査（主として聴き取り調査）を実施しました。

条例上の対処：この 5 案件のうち、3 案件で、条例上の対処（注 2）を行ないました。残り 2 案件は、第 7 年次に調査を継続する案件です。

（注 1）調査は条例の手続きにもとづいてオンブズパーソンの判断で進めていきます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互的な対話を深めることを重視しています。

（注 2）調査案件にかかわる「条例上の対処」とは主として次のものです。

▽条例第 15 条第 1 項による対処：**勧告または是正等申入れ**

前者は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求める。それを書面のみにて行うのが後者。

▽条例第 15 条第 2 項による対処：**意見表明または改善等申入れ**

前者は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求める。それを書面のみにて行うのが後者。

▽条例第 16 条第 1 項による対処：**要望**

市の機関以外の機関等に、とくに是正等を要望する必要があるときに行う。

▽条例第 16 条第 2 項による対処：**結果通知**

勧告等または意見表明等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

▽条例第 18 条による対処：**公表**

勧告や意見表明等の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

表II-1 過去3カ年の申立案件・自己発意案件の処理状況 (2002.1~2004.12)

年次等	案件番号	調査開始等	条例上の対処 (実施対象の関係機関等)	調査延べ件数	備考	
第 4 年 次	13	2002年申立第1号	02.4	02.8 調査打ち切り	(5)	非公開
	14	2002年申立第2号	02.3	03.3 結果通知(市教育委員会) 03.3 結果通知(当該学校) 03.3 結果通知(市保健福祉部)	(31)	公開
	15	2002年申立第3号	02.4受付	調査不実施・調整実施	—	—
	16	2002年申立第4号	02.4受付	調査不実施・調整実施	—	—
	17	2002年申立第5号	02.4受付	調査不実施・調整実施	—	—
	18	2002年申立第6号	02.6	02.8より申立第8号と一体的に扱い対処	(3)	公開
	19	2002年発意第1号	02.6	02.8 勧告(市教育委員会) 02.9 公表(市役所記者クラブ)	(64)	公開
	20	2002年申立第7号	02.7受付	調査不実施・調整処理	—	—
	21	2002年申立第8号	02.8	02.9 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県県民生活部監査指導課) 03.3 要望(当該施設設置者) 03.3 意見表明(市保健福祉部) 03.3 公表(市役所記者クラブ) 03.4 結果通知(県県民生活部監査指導課)	(41)	公開
	22	2002年発意第2号	02.9	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市役所記者クラブ)	(25)	公開
第 5 年 次	23	2003年申立第1号	03.4	03.11 意見表明(市教育委員会)	(11)	公開
	24	2003年申立第2号	03.4	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	2 (18)	公開
	25	2003年申立第3号	03.5	03.11 対処の必要性認められず調査終結	(6)	—
	26	2003年申立第4号	03.5受付	調査不実施・別件処理	—	—
	27	2003年申立第5号	03.5受付	調査不実施・調整実施	—	—
	28	2003年申立第6号	03.6	03.9 意見表明(市教育委員会) 03.9 結果通知(当該学校)	(16)	公開
	29	2003年発意第1号	03.6	03.7 意見表明(教育委員会) 03.7 改善等申入れ(当該学校) 03.8 要望(当該保護者) 03.9 結果通知(当該保護者)	(77)	非公開
	30	2003年申立第7号	03.12受付	04.3 調査不実施	—	—
第 6 年 次	31	2004年申立第1号	04.2	04.6 結果通知(当該学校) 04.6 結果通知(市教育委員会)	27	非公開
	32	2004年発意第1号	04.3	調査継続	13	—
	33	2004年申立第2号	04.7	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教教育委員会)	22	公開
	34	2004年申立第3号	04.12	調査継続	13	—
(注)				77件 (297)		

- ・第6年次(2004年1月~12月)に扱った案件は太字ゴシックで表記
- ・調査延べ件数の()内は、第5年次末(2003年12月)までに実施した調査の延べ件数。
- ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。
- ・上の表に記載されていない1999年6月から2001年12月までの12件は、69ページの一覧を参照。

□第6年次に扱った調査案件のあらまし□

第6年次に扱った5案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2003年申立第2号案件（第6年次で終了）

申立人	当該子どもとその保護者
申立て趣旨	02年度の学校生活において、当該子どもが中学校の制服のスカート丈を短くするなどして、学校の定める制服に関わる校則を守らないことを理由に、頻りに教室以外の場所で自習させられ（「別室指導」）、授業や学校行事などの参加ができず不利益を受けた、というもの。
調査の期間	03年4月～04年10月
調査の結果	学校問題にかかわる判例では校則には強制力が認められず、生徒指導は教員と生徒との相互の関係性に根ざした対話のなかでこそ遂行されるべきであると考えられる。本件の調査開始後においては、別室における指導は行われなくなっていたが、当該学校には校則に違反した生徒に対して何らかの不利益を課することができなければ、生徒指導に支障をきたすとの考えもみられた。これらについてオンブズパーソンは当該学校と対話を重ね、その経過の中で、当該学校からは、別室での指導が、行き過ぎた指導であったこと、今後はそのような指導は行わないとの考えが示された。一方、当該子どもは、積極的に学校生活に臨むことができるようになり、申立て当初までにみられた当該子どもの置かれた状態は改善されたと認められた。
条例上の対処	上記にもとづいて、引き続き当該子どもの教育を受ける権利が保障されていくために、「子どもの教育への権利」（子どもの権利条約第28条第2項）、子どもの心情を含む意見表明を尊重すること（同第12条）について、当該学校の理解がより一層深められ、生徒指導の具体的な場面で活かされていくことが必要なものとして、当該学校への指導助言等を行うよう、教育委員会に是正等申入れを行った（04年10月）。またこれらについて、当該学校には結果通知を行った（同）。
公開事項	2004（平成16年）10月26日付「是正等申入れ」（条例第15条第1項）： オンブズパーソン発、市教育委員会宛。 是正等申入れ 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第1項の規定により、下記のとおり是正等の申し入れを行います。 オンブズパーソンは、貴機関が本申入れを十分に尊重され、もって条例が目的とする「一

一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第 1 条)ことが、本件にかかわって、より具体的に達成されることを期待いたします。

記

本件では、当該子どもが制服にかかわる校則指導を受けていた際に、別室での指導を受けて、継続的に授業に参加できない状態が認められました。これは、子どもの権利条約で規定されている「子どもの教育への権利」(「学校の規律が子どもの人間の尊厳に適合する方法で、及び条約に従って運用されること」(第 28 条第 2 項))が、十分に保障されていない状態です。

したが、当該子どもが教育を受ける機会が保障されるよう、別室指導の問題性が十分に留意され、心情を含む子どもの意見に耳を傾ける指導を、より一層確立されることを期待します。市教育委員会におかれましては、今後も当該学校への必要な指導助言、その他の支援に引き続きあたっていただき、当該子どもの最善の利益が一層図られるよう申し入れます。

本件の概要と是正等申入れの趣旨

1. 本件の概要

(1) (2) (3) (4) 略

2. オンブズパーソンの判断および是正等申入れの趣旨について

(5) 生徒の服装等について校則を設けることについては、教育法上の理解として、学校は生徒指導の基準として校則を定めることができるとされています。ただ、この校則は、あくまで生徒指導のための一つの基準、あるいは標準を示すものに他ならず、校則に違反した生徒に対して、何らかの不利益を懲罰として科することはできないと理解されています。このことは、熊本県丸刈り訴訟判決(昭和 60 年 11 月 13 日。男子生徒の丸刈りを定めた校則の適法性が争われた裁判。)と平成 8 年 2 月 22 日の最高裁判決でも確認されたところです。したがって、校則は生徒に対する拘束力あるいは強制力を伴うものでなく、あくまで学校の行う生徒指導の基準において、子ども自身が学校生活への積極的な動機付けを高めていく際に活用されることを期待する、その一つの参考となるものといえます。

(6) 本件において、当該子どもは校則に定められた服装に従わないという理由で、授業中に別室で指導を受けることが複数回にわたってありました。別室指導は明らかに当該子どもが他の生徒とともに教育を受ける機会を奪うものですから、子ども自身が不利益を被るものと理解されます。前述のとおり、校則はひとつの基準を示すものであり、拘束力や強制力を伴ってそれに違反した故に何らかの不利益を科することはできません。このような教育法上の理解に立てば、服装を定めた校則を理由に別室指導を行うことは、違法な行為と判断されます。その他、校則に違反している服装の問題を理由として、始業式等の行事への参加を認めないという学校側の対応にも、本来行事の参加は一人ひとりに認められている権利とすれば、違法な行為と言わざるを得ないと考えます。

(7) 生徒が校則に違反している場合、生活指導の基準として定められた校則に従うよう

に指導することは、学校の責務と考えます。ただし、指導の際に、先生が生徒を一方的に上から抑えつけようとするものであれば、仮にその場は指導に従ったように見えたとしても、おとなの目の届かないところで、校則に違反する事態が起こることもあります。したがって、指導の中身を子どもが自らの問題として引き受け理解・納得していくには、おとな側が、いまここで成長・発達している子どもとの対話に根ざした関係性に関心を持つ必要があると思われます。子どもの権利条約第 12 条は「子どもの意見表明・参加の権利」を定めていますが、とくに日本の現状を審査した 1996 年の国連子どもの権利委員会では次のように述べられています。

「子どもの意見を聴くということは、その意見を本当に考慮に入れることであり、それはまた、自分の意見が考慮に入れられたという保証を、子どもが与えられなければならないということなのです。とくに、子どもの考え方が受け入れられなかった場合、子どもの意見を聴いてその意見を考慮しなければならない人にとっては、子どもに対してその意見が受け入れられなかった理由を説明するのが義務です。そうすれば子どもにとっても気に入らない決定を受け入れやすくなるかもしれません。まわりの人が自分の意見を考慮してくれたということをまず理解し、彼らには理由があったということに次に理解すれば、つまり子どもは合理的な人間だということです。こういう形で対話を作り出すことは、子どもの意見を聴くという原則を本当に遂行する唯一の方法だと思います。」

(子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約のこれから』エイデル研究所, 112 頁 [議事録(2)237])

このように、対話を通じて相互の理解と納得と図っていくためには、まず、子どもの意見に真摯に耳を傾け、正当かつ最大限に考慮されることがおとな側の実践課題であることとして述べられています。

(8)(9) 略

(10) 現時点において、オンブズパーソンが当該申立人から聴くところ、当該子ども自身なりに学校生活への積極的な動機付けを持って通うことができている状況となっているようです。オンブズパーソンは、申立て当初までに見られた子どもの人権に関係しての当該子どもが置かれていた状況は改善されたものと考えます。これは、当該学校が本件問題の理解に努められ、上述の姿勢にもとづいて着実に対応されてきた経緯があったものと思われまます。

(11) オンブズパーソンは、子どもの教育への権利や子どもの意見表明・参加の権利の尊重への理解が、さらに具体的に深められ指導場面に活かされていくことで、学校生活を営む子どもと教員の関係を豊かに、そして子どもたちが毎日の学校生活を安心して元気に過ごせるようになることを期待しています。本件の調査の結果と問題の所在について子どもの最善の利益を図る観点から慎重に検討するならば、当該学校において引き続き子どもの教育を受ける機会が保障されることが大切です。そのためには、別室指導の問題性が十分に留意され、心情を含む子どもの意見に耳を傾ける指導の確立が必要と考えます。した

	<p>がい、条例上の対処をするにあたっては、条例第 15 条第 1 項の規定により市教育委員会に対して是正等申入れの対処が妥当であると判断されました。市教育委員会は当該学校への必要な指導助言、その他の支援に引き続きあたっていただき、当該子どもの最善の利益が一層図られよう申し入れます。なお、当該学校に対しては、本件の条例上の対処として調査結果を通知します（条例第 16 条第 2 項）。</p>
--	---

②2004年申立第1号案件（第6年次で終了）

申立人	当該子ども
申立て趣旨	<p>他生徒が教員から頭を叩かれているのを目撃した当該子どもが、それに対して抗議を行ったところ、当該子どもと複数教員が口論となり、当該子どもの教員に対する反抗的な態度と日頃からの生活態度全般を改めるよう数日にわたり厳しい指導を受けたが、これらの指導行為は不当である、というもの。</p>
調査の期間	04年2月～04年6月
調査の結果	<p>オンブズパーソンは、当該子どもとその保護者、当該学校関係者から聴き取り調査を実施するとともに、その過程において、当該子どもの最善の利益を図るべく、可能な限り調整的に調査を実施した。調査の結果、事実経過としては、当該子どもが申し立てた内容と、当該学校が事後において把握した内容とは、概ねのところ一致するものであった。体罰の違法性および当該子どもの意見表明を尊重せず一方的に当該子ども側に問題があるかのような対応をしたことについては、当該学校において理解・認識されるところとなり、その結果、当該学校が関係する生徒たちに対して教育指導上の対処（関係生徒への謝罪等）がなされた。また、類似問題の再発防止に向けて、当該学校では教職員の研修等、積極的な取り組みを継続するとのことであった（調査終了後、当該学校よりオンブズパーソンに研修の要請があり実施）。あわせて、当該子どもの今後の学校生活への配慮とその保護者への対応によって、当該子どもが抱いていた「自分が不当な指導を受けた」との思いが解消に向かうこととなり、当該子どもが置かれていた状況が改善されたものと認められた。</p>
条例上の対処	<p>上記により、問題の打開が図られたものと判断されたので、当該学校に「結果通知」を行った（04年6月）。また、市の教育委員会と申立人についても同様の通知を行い、本件の調査を終結した。</p>
公開事項	なし（個人情報保護の観点から上記情報のほかは公表不相当と判断した）

③2004年発意第1号案件（第7年次に継続）

自己発意の趣旨	複数の相談が寄せられたことをもとに、当該子どもの置かれている状態は、法律的な問題を含んだ人権侵害の可能性があると懸念が持たれたため、自己発意調査を実施した。
調査の期間	04年3月～
調査の結果	調査継続中。
条例上の対処	条例上の対処は第7年次に持ち越すこととなった。
公開事項	なし（第6年次中には条例上の対処に至らなかったため）

④2004年申立第2号案件（第6年次で終了）

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	当該子どもは、04年4月頃から、学校内で継続的にいじめ被害を受けていた経緯があったため、いじめの再発への不安が払拭しきれない（申立て事項①）、また、学校内にも深刻ないじめがあり、被害を受けた子どもたちが教員などに助けを求められる状態ではなく、当該子どもだけではどうすることもできずに困っている（申立て事項②）、というもの。
調査の期間	04年7月～04年12月
調査の結果	<p>本件での事実経過を見ると、申立て時点において当該子どもに対するいじめ被害は見られなくなっていたが、学校内においてはいじめや暴力等が多くみられ、当該子どもは再発の不安を抱えながら登校していた。</p> <p>調査の結果、事実経過については、申立ての内容と学校側が把握している内容とは概ね一致するものであったが、初期対応において、当該子どもの思いを受けとめきれなかったため、結果、申立人に対していじめ再発防止の取り組みについての説明が不十分であったことなど課題が認められた。しかし、その後担任や学年教員を中心として、当該子どもの心情理解にもとづく指導・支援と当該保護者への対応が行われた。そのような経過のなかで、いじめの再発への不安が一定払拭して学校生活を送る当該子どもの様子が確認され、この時点において当該子どもの救済・擁護が図られていると考えられた。他方、不特定多数のいじめや暴力などをめぐる現状と課題について、当該学校において「対話に基づいた子どもとの関係の構築」を原則にした取り組みが継続的・積極的に実施されていることが確認され、オンブズパーソンはこれを評価し、さらに一層の推進を期待するものであった。また、調査終結にあたっては、あらためて初期対応の教訓的課題を学校関係者に申し伝えるとともに、学校内での継続的ないじめや暴力等に対して、子どもたちが身近なおとなへ相談することが困難な場合でも、子どもの SOS を受けとめる公的第三者機関のオンブズパーソン</p>

	があることを当該学校の子どもたちに知ってもらえるよう、学校側に伝えた。
条例上の 対処	上記により、当該学校と市教育委員会には「結果通知」(04年12月)を行った。
公開事項	<p>2004(平成16)年12月6日付「結果通知」(条例第16条第2項): オンブズパーソン発、当該学校宛、市教育委員会宛。</p> <p style="text-align: center;">結果通知</p> <p>本件は2004年7月16日付で、当該子どもと保護者から申し立てられた事項について調査を実施したものです。その調査および判断は別添「2004年申立2号についての調査および判断」に記載のとおりです。オンブズパーソンは本件調査の結果、勧告(条例第15条第1項)意見表明(同第2項)を行うまでの必要は認められなかったものの、調査の結果通知((条例第16条第2項)関係機関および関係人に対して、オンブズパーソンの判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる)が相当と判断しました。</p> <p>なお、別添の判断には、本件にかかわり今後とも大切であると考えられる教訓的事項および情報提供を記載しております。ひとつには、子どもが被害を受けて助けを求めている場合に、当該学校において何よりも子どもの視点に立ち、保護者とも連携・協力して解決にあたる必要があること、そして、ふたつには、子どもの人権救済・擁護にあたる公的第三者機関であるオンブズパーソンは、子どものSOSを受けとめて必要適切な支援に努める用意があること、です。</p> <p>貴機関におかれましては、本結果通知の内容を十分に留意され、今後の活動のなかで活かされるよう期待します。</p> <p style="text-align: center;">2004年申立第2号についての調査および判断</p> <p>1. 申立て事項の概略と調査経過</p> <p>(1)(2)(3)(4)略</p> <p>2. 本件におけるオンブズパーソンの現状理解</p> <p>(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)略</p> <p>3. オンブズパーソンの判断</p> <p>(12)申立て事項①について、Aさんの保護者がAさんを守るために懸命に当該学校側と話し合いを持ったこと、そして、何よりもAさんが自ら置かれている状況をよりよい方向に変えていこうという希望と勇気をもって、周りの子どもとおとなに自分の気持ちや意見を表現したことが、その後のクラスにおける新しい関係の構築や学校生活の前向きな取り組みにつながっていったのではないかと考えられます。この経過を踏まえ、現時点における再発の懸念は、ある程度払拭されたと感じられました。ここに至るまでの、Aさんの勇気と保護者の努力に接し、あらためて子ども自身の参加が学校における人間関係をよりよいものに変えていくということが理解されました。</p> <p>一方で、当該学校も、Aさんの受けた被害をクラスや学年の問題として取り組んでいたことが伺えます。とくに、担任がAさんの心情の理解を個別にクラスの子どもたちに伝え</p>

ていくという側面的な支援が、クラスにおけるAさんの居場所の確保につながったと考えられます。Aさん自身の聴き取りからも、自分のことを理解してくれる友達の存在が大きかったという思いが理解される場所でした。

(13) しかしながら、当該学校の初期の対応において、Aさんの苦しんでいる現状や保護者の思いに対する当該学校の受けとめが、Aさんや保護者に対して適切に伝えられていなかった点について課題があったと考えられます。このため、Aさんや保護者は、当該学校が「子ども（Aさん）にとって大切なこと」という視点に立って対応してくれるという信頼感をもつことができなかつたようでした。Aさんの気持ちのなかには「こういう事は自分以外にもたくさん起きているし、いつものことだから先生としてもきちんと取り組んでくれないのではないか」という不安な思いもありました。このような点から、当該学校がAさんの被害を聞いたとき、それをどう受けとめたか（Aさんがそれまでのグループを離れようと決意した勇気とグループを離れることによって起こった傷つきや不安への理解）、そして、それに対して当該学校として何をしようとしているかという点について、十分な説明ができていなかったと思われます。

むろん、学校・保護者の双方が「子どもにとって大切なことを」という思いに根ざして状況を打開しようとしつつも、具体的にどうすることが子どものためになるのかという次元においては、十分なコミュニケーションが成り立ちにくい状況があることも理解できます。どのようにすれば学校と保護者の思いが有効にかみあい、相互的な支援と信頼の関係をつくっていけるのかというのは、大きな課題です。この点、オンブズパーソンの活動の経験から言えることは、最初は、双方の思いに食い違いがあるように見えても、双方が「子どもにとって何が本当に大切か」という視点に立って話し合いを続ければ、必ず、相互理解に到達でき、子どもの成長と発達を支えていく環境が整うということです。

(14) 次に、申立て事項①および申立て事項②を通じて、当該学校の取り組みの根底には、「犯人探しではなく、対話にもとづいた子どもの利益の尊重」があるように理解されました。この取り組みを、オンブズパーソンとして評価するところです。当該学校によれば、現在は人に危害を加えたり物を破損させたり等の行為や言動については、迅速に対応して毅然と当事者の子どもを指導する、そして、子ども一人ひとりが学校に安心して元気に通えるように、子どもとの関係を構築し、気持ちを受けとめている段階だということでした。むろん、このような「対話に基づいた子どもとの関係の構築」という実践は、必ずしも容易なものではなく、一朝一夕に効果があがらないこともあります。しかし、いたずらに規律を厳格にしたり、強権的に子どもたちを抑えても、決して、子どもたちの利益は実現できません。その時点では子どもを抑え込むことができたように見えても、抑圧された思いは、将来、反社会的な行動につながってしまうおそれがあります。たとえば非行少年の場合、大人に自分の思いを受けとめられたという経験をした子どもは立ち直ることができますが、そういう経験をしてこなかった子どもの立ち直りは非常に難しいものです。対話に基づく関係構築は、時間がかかるかもしれませんが、子ども一人ひとりの将来にとって、

極めて大きな意味をもつものです。以上の観点から、オンブズパーソンとして、当該学校の取り組みを評価したいと思います。

ただ、学校から話を聴くなかで、子どもを指導・支援していく難しさが受けとめられます。それは、被害を受けた子ども自身も、さらには、被害の現場を見た子どもたちも、それを教員に伝えると、あとで何をされるかわからないという不安や怖さで、できるだけ関わりを持ちたくないという現状があることです。これに対して、当該学校の個人ノートの活用（(11)①）は、子どもがSOSを発することが出来るツールのひとつと考えられます。一人で我慢していたことを打ち明けることができ、支援する側のおとなにその思いや考えが受けとめられ、認められていくことは、子どもにとって「どうせ変わらない、だめだ…」という無力感から脱し、安心感につながるきっかけになると考えられます。その安心感は子どもが自ら抱えている問題の打開や解決に向かう、ちからの源です。個人ノートによる教員の支援を通じて、子どもと教員がつながることで、子どもが安心と元気を取り戻し、それがクラスに対しての子ども自身の当事者性を生みだし、自分たちにとって、少しでもよりよい状況に参加・参画していくきっかけにつながることが期待されます。

その他、教育相談活動も個人ノートと同様の効果が期待できますし、オープンスクールの試みも、学校が保護者や地域の方々に開かれることで、保護者や地域の方々の学校参加による子どもとの出会いや対話を通じての支援的な関わりが期待されるところです。

(15) 以上の理由から、当該学校の取り組みが、今後も、ますます、対話を基本として、一人ひとりの子どもたちの理解を深めることを切に願うところです。最後に、子どもたちが、学校において、見過ごせない状況を目撃し、それはいけないと思っても、自分だけではどうすることもできないと思って悩んでいる現状に対して、オンブズパーソンとしては、まず何よりその子たち自身が大切にされるために、人の助けををかりようとする事、自分のために自分の置かれている状況をよりよくしていくために「相談する」という選択は恥ずべき行為ではないことを知ってほしいと思っています。そして、そうした子どもの相談を、単に、犯人の摘発だけで終わらせてしまうならば、自分たちの置かれた状況をよくしたいという相談者（子ども）の思いに反してしまうことになりがちですので、むしろ相談してくれた子どもの気持ちを受けとめ、理解をして、このような状況を改善していくパートナーとして一緒に考えて行動していくという姿勢が、子どもへの共感が得られやすいと考えられます。そして、学校や保護者に相談することが困難な場合でも、オンブズパーソンがその子どもたちの思いを受けとめる第三者機関として、活動する準備のあることを申し添えたいと思います。当該学校においても、オンブズパーソンがいじめなどの被害を受けた子どもや、学校生活において困っている子どもたちの話を聞き、いっしょに対応を考えていく第三者機関であることを、学年集会等の機会に、子どもたち全員に伝えていただきたいと思っています。

⑤2004年申立第3号案件(第7年次に継続)

申立人	当該子どもとその保護者
申立て趣旨	当該子どもは 04 年 9 月中旬頃から、複数のクラスメートから言葉の暴力や無視などのいじめを受けていたが、当初担任は「いじめ」とは受けとめず、むしろ当該子どもに問題があるという認識であった。当該子どもは、いじめが続いていることや、担任がいじめの深刻さを理解せず、解決に向けて対応してくれないことから、精神的な苦痛を感じ、04 年 11 月初旬より不登校の状態になった、というもの。
調査の期間	04 年 12 月～
調査の経過	当該子どもとその保護者、当該学校関係者にそれぞれ聴き取り調査を実施中である。申立て当初において当該担任は、当該子どもの被害について「いじめ」ではなく、当該子どもに問題があって起こっていることという認識であったと受け止められた。これらについて、オンブズパーソンはいじめ被害を訴える子ども側の認識や心情を十分に考慮するよう理解を求め、当該担任と対話を重ねた。これを受け、当該担任は教育的配慮のなかでいじめ防止の取り組みを始めている。一方、当該子どもは、オンブズパーソンとの面談を重ねる中で、いじめを受けた傷つきから着実に回復する様子がみられ、3 学期はじめより登校したいという意欲が高まっているところでもあり、今後の経過を見守りながら、調査を継続していく。
条例上の 対処	調査は継続しており、条例上の対処は第7年次に持ち越すこととした。
公開事項	なし（第6年次中には、条例上の対処に至らなかったため）

Ⅲ. オンブズパーソンの 広報・啓発活動

(予防的活動)

子どもたちへの広報・啓発
おとなたちへの広報・啓発
制度に関する問合せ・視察等の受付
オンブズパーソン制度の浸透状況

Ⅲ. オンブズパーソンの広報・啓発活動(予防的活動)

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(条例第6条第2号)を掲げています。とくに、子どもへの人権侵害を防止する観点からは、相談や調査の活動とともに、広報・啓発の活動が大切なものといえます(注1)。

広報・啓発の目的は、第一に、子どもオンブズパーソンの制度と活動を、子どもや子どもにかかわるおとな、市民に、広く知ってもらうことです。第二に、子どもオンブズパーソン制度が効果的に活用され、またオンブズパーソンの経験が子どもにかかわるおとなたちに役立てられて、子どもの利益と権利が大切に守られていくことです。

そして第三には、子どももおとなも一緒になって、子どもの権利条約を大切に生かしていくこと。つまり、子どもたちが元気に希望をもって育ち、子どもを安心して育てることのできる「まちづくり」をすすめていくこと、といえるでしょう。

□子どもたちへの広報・啓発□

第6年次に実施した子ども対象の広報・啓発活動のあらまきは、次のとおりです。

電話カード・パンフレット・リーフレットの配布：市内の学校や保育所などに依頼して、6月から7月にかけて例年どおり、子どもオンブズ電話カード(図Ⅲ-1)を配りました。これは、子どもがいつでも持ち歩きできて、悩んでいるときや困っているときなどに活用できるように願いつつ配布しました(もちろん、保護者にも活用してもらえるよう期待しています)。また、同じ時期に、パンフレット『子どもの人権みんなで大切にしよう』(図Ⅲ-2)を配布しました。今年次より発行するもので、主に中学生からおとな(保護者・教員等)を対象として、子どもの人権のことや子どもオンブズパーソンのことをもっとよく知ってもらえるようにと小冊子になっています。オンブズパーソンに相談して元気になった子どもや親からのメッセージや感想を載せて、より子どもやおとながオンブズパーソンにアクセスしやすいように心がけました。11月には、これまでの表紙の絵を一新した子ども向けリーフレット(図Ⅲ-3)を配布しました。子どもたちにとって身近で親しみが持てるようなイメージを大切にしています。

小学校・児童館への訪問活動：市の関係機関からの要請を受けて、小学校の教室や児童館への訪問なども数カ所で実施しました。前年次は相談員が子どもオンブズパーソンのことを説明したり、一緒に給食を食べたり遊んだりすることが多かったのですが、第6年次はそれにとどまらず、実際にオンブズパーソンが子どもたちに直接出会う機会がもたれました。小学校では弁護士石田オンブズパーソンの専門性を活かしてお互いの

子ども
オンブズ電話

子どもが生まれたとき
とびたおしきたり

740-1234 または
フリーダイヤル
0120-197-505

月～金曜日10時～18時/面談(土曜日可)もできます
このほかの時間には留守番電話であなたのメッセージを受けつけて、お返事します。

川西市子どもの人権オンブズパーソン

相談員
です!!

子どもの人権をみんなで
いっしょになって守る

みんな
元気です!!

オンブズパーソン
です!!

おとなの人も相談できます。

図 III-1 電話カード

子どもの人権
みんなで大切にしよう!

川西市は、
子どもの権利条約*を大切に実行していきます。
そのために、子どもオンブズパーソン**をつくります。

そして、
たとえば、いじめ、差別、体罰、虐待などで、
子どもが苦しむことがないようにします。

そして、
一人ひとりの子どもの人権が大切にされるまちを、
みんなでつくっていきます。

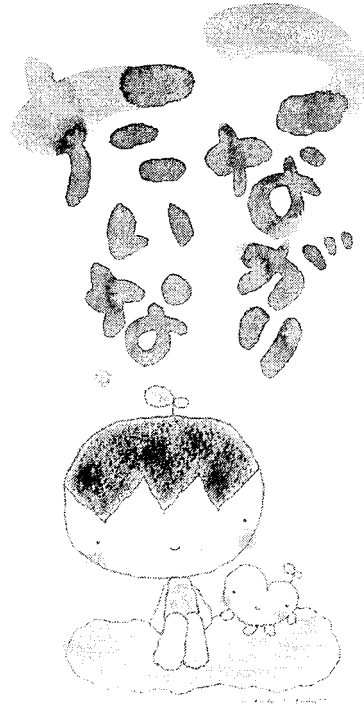
(川西市子どもの人権オンブズパーソン業務第1条の子どもの権利から)

編集・発行 川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
〒686-8501 川西市中央町129-1 ☎072-740-1235(受付時間外)

*子どもの権利条約：子どもの権利を保障するための国際的なルール。1989年には条約で採択。日本では1991年に批准して国内法として施行されている。
**オンブズパーソン：スウェーデン語で救済者、調停者などの意味。子どもオンブズパーソンは「子どもの守り人」「子どもの代弁人」。児童虐待防止のおとどけ相談などを行っています。同じく子ども権利条約は、世界の193か国に批准している子どもオンブズパーソンをつくらせています。

図 III-2 パンフレット

川西市
Uta Uta
子どもの人権
オンブズパーソン



ひとりでも 悩まないで。

編集・発行 川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
〒686-8501 川西市中央町12の1 ☎072-740-1235
http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/mado/citywork/kda_onbs/

図 III-3 リーフレット

(注1) 条例は、第 21 条で、「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする」と定めています。つまり、子どもや市民への広報活動は、オンブズパーソン自らが人権侵害の予防的な観点から行うだけでなく、市の機関が主体的に取り組むことを定めています。したがって、オンブズパーソンが行う広報・啓発活動は、市の機関の取り組みに連携して行うものです。

考えや意見が対立した場合の解決方法について考えるワークショップを授業で行ったり（写真Ⅲ-1）、児童館では田中オンブズパーソンを交えて、子どもたちと「しゃべり場」をして、一人ひとりの感情や考えを大切にすることについて一緒に考えました。

【小学校で出会った子どもたちの感想から・・・】

- ・今日べんごしさんが来た。来る前に先生に、べんごしの石田さんが来る！といていたので、わたしはこわそうな人と思った。でも会って、かなりおもしろそうな人だなあ～と思った。
- ・いろいろな法りつを教えてくれて楽しいな、と思った。勉強になりました。
- ・すぐに相談ができるので、とてもオンブズパーソンってたよりになるなあって始めてした。

【児童館で出会った子どもたちの感想から・・・】

- ・オンブズパーソンには、いろんな人が来ますか。わたしはいったことがありませんが、悩みなどができたらいきたいと思います。
- ・いろいろはなしをきいてくれるので、もしもぼくがこまったらそうだんにのってください。
- ・いろいろなかんじょうの話はおもしろかったです。かなしかったこと、くそつと思ったことなどいろいろあっておもしろかったです。

子どもたちの事務局見学：市内の多くの小学校では、3年生の1学期後半に市役所の見学が実施されていますが、その際に3階のオンブズパーソン事務局も見学してもらうことにしています。第6年次も多くの子どもたちが事務局を訪れました。今回は、はじめて紙芝居を用いて、相談員からオンブズパーソンのことを説明しました（写真Ⅲ-2）。「オンブズパーソンのこと知ってる！」「また来るね！」と元気よくいってくれる子もいて、子どもたちにオンブズパーソンを知ってもらうとてもいい機会になっています。

そのほか：第6年次では中学校2年生の「トライやるウィーク」での受け入れを行い、面談の場として使われている「子どもオンブズくらぶ」の空間を、子どもたちにとってよりほっとできて温かみのある空間へと変えていこうと、子どもたちに部屋の飾りつけなどのリフォームをしてもらいました。また、保育所からの依頼を受けて、「サンタさん」になって子どもや保護者と交流したり、といった活動もみられました。また、ホームページを充実させて、10月より「子どもオンブズニュース」を設けました（図Ⅲ-4）。各種講座開催の告知や事務局からのお知らせ、オンブズパーソンや相談員によるコラムなどを掲載しています。相談や問い合わせをした子どもやおとなのなかには、「ホームページを見て知りました」という声も聞かれました。



写真Ⅲ-1 小学校訪問



写真Ⅲ-2 事務局見学

PDF印刷 | http://www.city.kawaguchi.lg.jp/mode/c/chara/Adm_0016/

子どもの人権 オンプズパーソン

川島 利彦
オンプズパーソン
医師
専門分野: 児童虐待相談、児童虐待相談など

田中 文子
代表オンプズパーソン
社団法人子どもの権利研究センター所長
専門分野: 幼児教育、保育、児童福祉など

石田 文三
オンプズパーソン
弁護士
専門分野: 少年法、児童福祉など

子どもの人権 オンプズパーソン

わたしたちオンプズパーソンは、子どもの声をしっかりと聞いて、子どもの立場になって、「子どもにとっていいこと」を、あなたといっしょになって考えます。子どもを助けて応援するオンプズパーソンです。

子どもの人権 オンプズパーソンは、子どもの立場になって子どもに関する問題の解決を支援するが役割を担っています。子ども、あなたも、ひろく市民が活用できます。もちろんお電話はいつでも大丈夫です。

※川西市子どもの人権オンプズパーソン条例にて？
※オンプズパーソンってどんな意味？
※どんなときに子どもを助けてくれるの？
※相談したいとき、助けてほしいときは？
※どんなふうにして、子どもを助けてくれるの？
※みんな元気ですか、わたしたちが調査相談専門員です。！
※この別紙をもっと知りたいことも活用したいときは
※子どもオンプズレポート(部分)
※川西市子どもの人権オンプズパーソン条例全文

子どもの人権オンプズパーソン事務局
〒666-9501 川西市中央町12番1号 市役所9階
電話 072(740)1236
ファクス 072(740)1235
相談専用電話 072(740)1234

[トップページに戻る] [デジタル市役所に戻る]

川西市

図Ⅲ-4 ホームページ

□おとなたちへの広報・啓発□

おとなを主たる対象としたオンプズパーソンの広報・啓発活動は、市の機関や社会教育関係団体等からの要請を受けて、オンプズパーソンや相談員・専門員が参加して実施してきました。第6年次は、計31回、延べ932人の参加者がありました(表Ⅲ-1)。

市機関職員対象：市の行政機関や保育所、学校など、それぞれの職場からの要請を受けて、オンプズパーソン等が講演会や学習会に参加し、オンプズパーソンの制度や活動をはじめ、子どもの人権、子育てや保育、子どもの教育をテーマに報告や講演、交流をしてきました。市長部局職員対象では、まちづくり部などの行政職場のほか、市内保育所での公開保育への参加、また市内保育士対象の「子どもの虐待」をテーマにした研修にオンプズパーソンが参加する機会が得られました。市教委職員対象では、教職員を対象として、校区内や校内での研修に要請を受けて参加し、子どもオンプズパーソン活動の推進に向けての理解と認識が深められました。

表Ⅲ-1 オンブズパーソンが参加した研修会・学習会等(市内)

年次等 対 象	第2年次 2000年		第3年次 2001年		第4年次 2002年		第5年次 2003年		第6年次 2004年	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
	(A)市機関職員等対象	15	481	20	781	11	406	20	493	15
市長部局職員(保育士含む)	2	43	7	242	5	235	8	175	9	237
市教委職員	5	155	3	85			9	248		
市学校園教職員	4	195	4	106	6	133	3	70	5	178
その他関係者	4	88	6	348	1	38			1	33
(B)市民等対象Ⅰ	25	714	26	619	14	412	16	523	8	302
民生児童委員			4	75	1	19				
人権擁護委員	1	15	1	10						
P T A 関係	3	116	5	280			5	243	3	111
かわにし子どもネット			2	39	2	31	3	153		
市同和・人権教育協議会	3	56	2	64	1	34	1	32		
小学校区人権啓発推進委員会	7	242	9	114	2	65	3	57	1	16
人権学習グループ	6	70	3	37	2	23	1	10	1	14
公民館等の講座	2	121			4	158	3	28	1	30
その他	3	94			2	82			2	131
(C)市民等対象Ⅱ	18	191	24	166	14	77	7	15	8	182
市内合計	58	1386	70	1566	40	895	43	1031	31回	932人

(注)表中の(A)(B)(C)は次のものを指す。

(A)市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修会等。

(B)社会教育関係団体等が主催した学習会や市の機関が市民等対象に開催した講座等。

(C)オンブズパーソンが独自に主催した市民等対象の座談会等。

表中「かわにし子どもネット」は2002年度まで「子どもの人権フォーラム実行委員会」の名称。この主催による学習会等は子どもも対象としたもの。他はおとな対象。

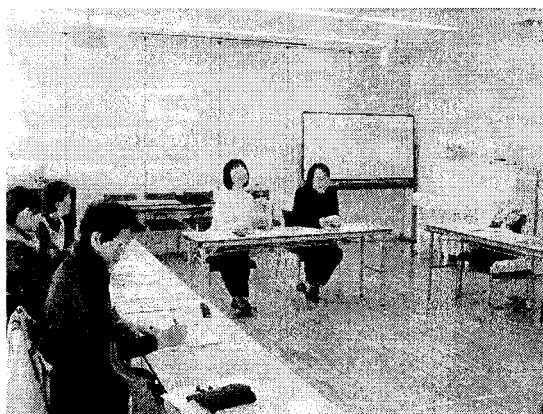
市民等対象Ⅰ：P T Aや小学校区人権啓発推進委員会など、各団体から要請を受けて学習会などに参加し、報告や講演、交流をしてきました。そのなかでは子育て中の保護者の参加が多くみられました。そこで、オンブズパーソンの制度や活動を知ってもらうだけでなく、子育てや子ども理解に関する具体的な情報など、できるだけ身近なテーマを取り上げて、オンブズパーソンや相談員の経験をもとに意見交換しました。第5年次までと比較して、研修会・学習会等の開催回数が減少していることから、今後とも各種団体を所管する市の関係機関等にいっそうの協力・支援をお願いしたいと考えています。

市民等対象Ⅱ：子どもの人権オンブズパーソン制度が5年を経過したことをふまえ、ひろく市民を対象にした第5年次活動報告会を2月に開催しました。当日は、100人以上の

参加があり、子ども救済の取り組みにおける役割と効果について、参加者とともに深める機会となりました。また、オンブズパーソンが主催する座談会としては、1月～4月まで、「お母さんのための育児育自サロン」をほぼ毎月第1金曜日の午前10時～12時、「子どもオンブズくらぶ」で開催してきました。オンブズパーソンの専門員である野澤正子さん(元龍谷大学教授。初代代表オンブズパーソン)のコーディネートのもと、少人数で具体的な子育ての悩みなどを語り合いました。さらに、男女共同参画センター、すこやか子ども室、ファミリーサポートセンターの協力を得て、9月から12月までの毎月、オンブズパーソンや専門員を講師に「子育て・子育て支援講座(連続4回)」を開催しました(写真Ⅲ-3)。毎回20名前後の参加があり、参加者には乳幼児を抱えるお母さん、子育ては一段落したという人、子どもにかかわる仕事をしている人など、立場や年齢を超えて、「子育て・子育て」をテーマに活発な意見交流がなされ、この講座をきっかけに、実際に悩みを語り合える仲間との出会いが生まれていたようです。

【連続講座(4回)の参加者の感想から・・・】

- ・グループの話し合いは久しぶりで、話し始めることに照れもありましたが、話し出すとわいわい語り合うことが出来てよかったです。先輩ママたちのたくさんの意見を聞くことができ大変有意義でした。
- ・みんな悩みながら、育児をしていることが分かりほっとしました。話を聞くだけではなく、お母さん方と話せて本当によかったです。
- ・子育てにおいて、愛することと別れる準備を同時に行うということ、子どもが自ら主張するときに対応することの大切さを学びました。
- ・子どもを親だけで育てる、というのはがんばりすぎてしんどくなると思うんです。まわりを大いに巻きこんでいいんじゃないかって。でも親がかかわらないとなると、それは違うなあって。最後に受けとめてくれる親がいるから、子どもは違うところにも枝を広げていける気がします。
- ・現在、子どもとかかわる仕事をしていて、やはりおとなと子どもの考えの違いに多く気がつきます。子どもたちがのびのびと生活していくことが大切だと感じました。また、少しでも、それをサポートできればと思います。
- ・現在、核家族のなかで人と出会う機会が少ない子どもたち、本当に意識しておとな自ら人とならうとすることが大切ですね。子どももおとなも一人の人間なんだ。子どもの悩みを感じてあげることで本当に大事ですね
- ・色々な立場の方のお話が聞けました。ただ、このような講座に参加されている方は、子育てに熱心な方が殆どだと感じました。本当に、子育ての悩みや不安を抱えている人は参加する余裕がないのではないのでしょうか。



写真Ⅲ-3 子育て・子育て支援講座の様子

そのほか：川西市の広報紙にオンブズパーソン制度の運営に関する報告が掲載され（6月）、人権週間（11月）では子どもの虐待について特集が生まれ、3人のオンブズパーソンも執筆しました。

□制度に関する問合せ・視察等の受付□

子どもオンブズパーソン制度に関して受け付けた問い合わせ等（視察受入を含む）は、第6年次では150件ありました（表Ⅲ-2）。

表Ⅲ-2 制度に関する市外（一部市内）からの問合せ・視察等受付件数

問い合わせのあった機関等	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
行政機関	77	51	56	45	47
自治体議員・国会議員等	33	37	11	21	11
市民団体・マスコミ等	24	42	22	46	29
個人（市民・研究者等）	80	35	50	72	63
合計件数	214	165	139	184	150件

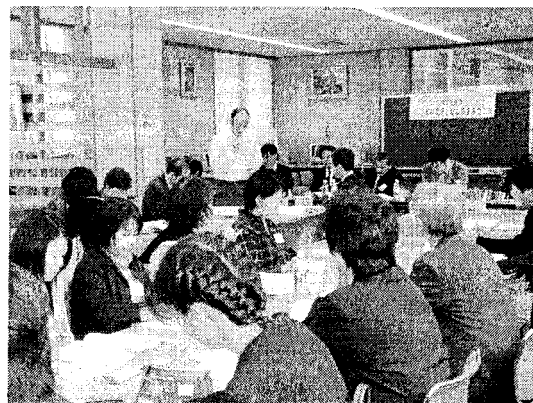
研修・学習・研究での問合せ等：JICA（独立行政法人 国際協力機構）の招きで、中央アジアの教職員数十名が視察に訪れ、子どもオンブズパーソン制度や子どもの人権をテーマとした研修を実施するというケースが見られました。また、大学と自治体の共同研究プロジェクトの一環としての視察や、他市の子どもの人権グループ、子育てグループ等の団体からの視察や問い合わせも多くありました。さらに、大学生や大学院生が論文執筆のために、資料請求や直接視察に訪れるというものもありました。

自治体子ども救済制度に関する訪問調査：3月、子どもの権利条約総合研究所（代表：喜多明人 早稲田大学教授）からの訪問調査を受けました。当研究所は、子どもの権利条

約が日本で批准されて10年であることをふまえ、そのあいだの国レベルあるいは地方レベルでさまざまな子ども施策の実態と課題について調査を実施しました（『地方自治と子ども施策』全自治体調査）（注2）。今回はその一環として、先駆的な川西市での子ども救済の取り組みについて、オンブズパーソン関係者のほか、学校等の職員、保護者・市民、市内の子どもたち等に対して、調査団による訪問・ヒヤリングが3日間にわたり行われました。

自治体からの問合せ等：他市の行政機関や議員からの問合せでは、前年次と同様に類似制度を検討する一環としての問合せが多くみられました。全国にわたる地域からの問い合わせや視察があり、行政機関の多くは自治体の福祉関係機関や教育委員会でした。

第3回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム：10月に岐阜県多治見市で2日間にわたり開催されました。川西市のオンブズパーソン・相談員・事務局職員も参加し、全国からは約70の自治体職員やNPO団体メンバー、市民ら約300名が参加して熱心な討議がなされました。「子どもの救済と安心のまちづくり」の分科会に特別報告者としてチーフ相談員が出席して、「子どもの人権オンブズパーソンの活動状況や課題」などを報告しました（写真Ⅲ-4）。また、本シンポジウム開催にともなって、「子どもの権利擁護・オンブズに関する関係者会議」が開かれました。川西市、埼玉県、多治見市の子どもオンブズパーソンや、その他の自治体で子ども救済制度に取り組む職員や研究者とのあいだで、活動状況と課題等についての意見交換が行われました。



写真Ⅲ-4 第3回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの様子

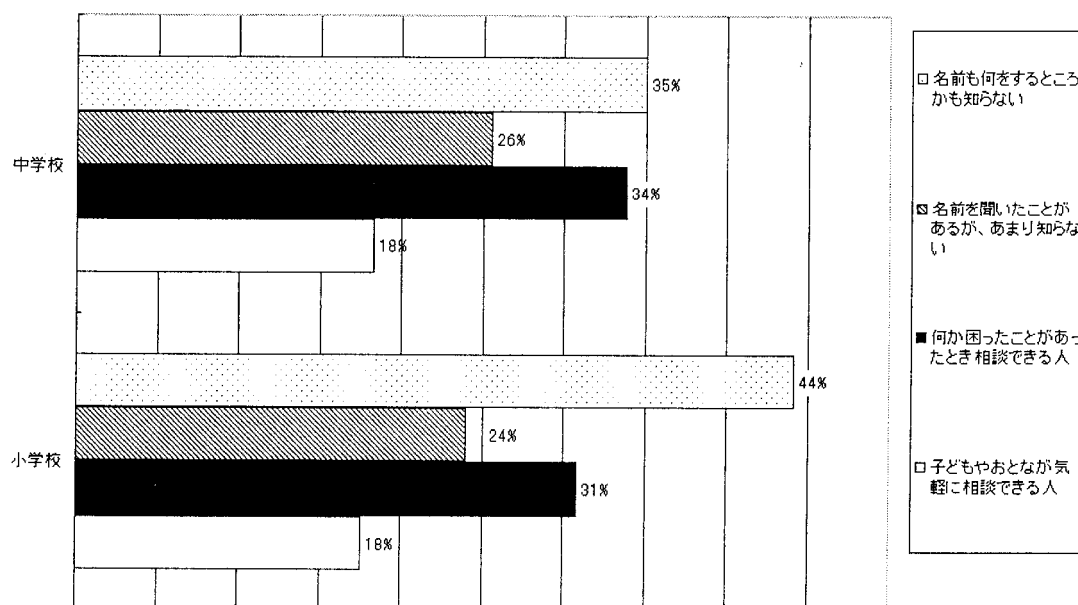
（注2）詳しくは、『子どもにやさしいまちづくりー自治体子ども施策の現在とこれから』（日本評論社、2004年）を参照。

□オンブズパーソン制度の浸透状況□

子どものSOSを受けとめること、つまり子どもがオンブズパーソンへの相談や申立てのアクセスを行いやすいようにするには、子どもと子どもにかかわるおとなたちへのオンブズパーソン制度の浸透がとても重要です。浸透状況については、子どもを対象とした「子どもの権利条約にもとづく実感調査」（川西市教育委員会が2004年2月実施）と子育てにかかわる親（保護者）を対象とした「次世代育成支援に関するアンケート調査」（川西市保健福祉部すこやか子ども室が2003年12月実施）の結果から伺い知ることができます。

「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」の浸透状況：「子どもの人権オンブズパーソン」のことをどのように知っていますか（複数回答あり）、という問いに対しては、**図Ⅲ-5**に示すとおりです。「子どもやおとなが気軽に相談できる人」「何か困ったことがあったとき相談できる人」との回答があわせて約50％に対して、「名前も何をするところかも知らない」という小学生（小5）で44％、中学生（中2）で35％でした。これらの結果から、子どもたちにとって、オンブズパーソン制度が一定程度は浸透してきているといえるものの、一方で3～4割の子どもたちには、オンブズパーソンの存在が届いていない現状もあります。

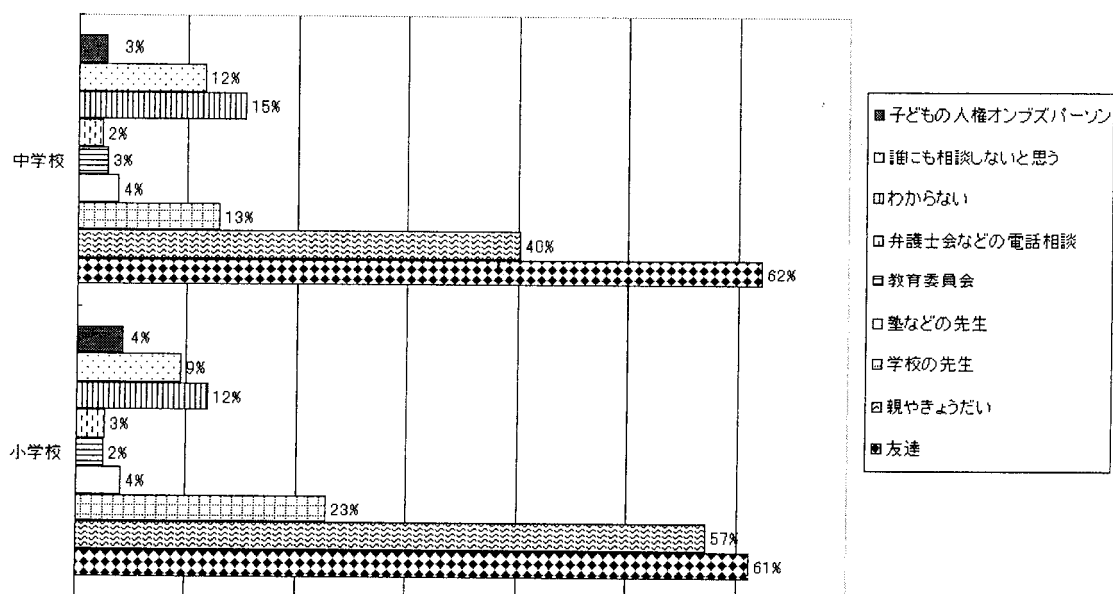
図Ⅲ-5 「『子どもの人権オンブズパーソン』のことをどのように知っていますか」
（『子どもの権利条約に基づく実感調査』集計より）



また、「つらいこと、苦しいこと、我慢できないことがあったとき、それを解決するためには、誰に（どこに）相談しようと思いますか」という問いに対しては、**図III-6**に示すとおりです。日常にかかわりのある友だち、親やきょうだい、学校の先生と比べれば、子どもオンブズパーソンは遠い存在であるようです。また、「誰にも相談しないと思う」という選択は小学生で9%、中学生で12%でした。

このような現状もふまえ、2005年次より、市教育委員会の協力を得て、市内の小中学校にオンブズパーソンと相談員が訪問し、子どもたちと一緒に給食を食べたり、昼休みに遊んだり、また、オンブズパーソンが講師となって授業をしたり、という試みをこれまで以上に頻回に実施していく予定となっています。電話カードやリーフレット等の印刷物の配布による広報・啓発活動とともに、「直接子どもたちと出会い、交流する」ということが、子どもたちにオンブズパーソンをより身近な存在として認知してもらうための貴重な機会となります。こうした取り組みは、子ども自身が必要としたときに、気軽にアクセスできるためにも重要なものといえます。今後も、「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」としての活動をより具体化していくことが大切です。

図III-6 「つらいこと、苦しいこと、我慢できないことがあったとき、それを解決するためには、誰に（どこに）相談しようと思いますか」
 （「子どもの権利条約に基づく実感調査」集計より）



子育てにかかわるおとなへの浸透状況：「次世代育成支援に関するアンケート調査」（71～74 ページ参照）で就学前と小学生の子どもと同居する親（保護者）等のおとなに、市内の子育て支援サービスの認知度について聞いています。そこで、就学前の子どもを持つおとなは、オンブズパーソン制度について、47.3 %の人が「知っている」と答え、制度の利用意向については、47.3 %の人が「ある」と答えています。また、同じ質問に対して小学生の子どもを持つおとなは、86.9 %の人が「知っている」と答え、15 項目の子育て支援サービスのうち認知度が2番目に高い結果となっています。さらに、利用意向については40.3 %で、最も多くなっています。

このことから、印刷物の配布や学習会・講座等の広報・啓発活動をとおして、子育て中の親（保護者）へはオンブズパーソン制度の認知状況がかなり進んでいるといえます。子どもからの相談は、実際に身近なおとなをとおしてアクセスしてくるケースも多いので、今後ともおとなへの浸透が進むことが重要です。また、オンブズパーソン制度への利用意向が高いということは、まだこの制度を利用していない市民にとっても、地域で子どもを安心して育てるためには必要な制度として受けとめられている、といえるのではないのでしょうか。いいかえれば、オンブズパーソン制度は、自治体独自の子育て・子育てにかかわるセーフティーネットとしての役割が期待されているといえます。

さいごに、子どもたちと子どもにかかわるおとなたちに対して継続的かつ効果的な情報発信ができるように、その環境や条件の整備を市の関係機関に対して期待するとともに、オンブズパーソンとしても、今後とも積極的に関係機関と連携して広報・啓発活動に努めていきたいと考えています。

IV. オンブズパーソンの 会議等と情報公開

**オンブズパーソン会議の開催状況
個々の事例に関する研究協議
情報公開の対応**

IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例にもとづいて、条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3人のオンブズパーソンが話し合っ決定します(条例施行規則第5条第2項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについて、です。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を関る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表IV-1 第6年次(2004年1月～12月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	1月15日	(議案第1号) 運営上の改善について (報告事項) 2003(平成15)年1月～12月の相談・申立等の受付状況について
第2回会議	1月29日	(議案第2号) 第5年次報告書について (報告事項) ①自治体子ども施策・子ども救済制度研究調査団の受け入れについて ②第5年次報告会について
第3回会議	3月18日	(議案第3号) 第6年次条例運営について (議案第4号) 調査相談専門員のうち専門員の選任について (報告事項) ①第5年次報告会の実施結果について ②第5年次報告書の送付先について
第4回会議	4月8日	(議案第5号) 2004(平成16)年度の事務局の事務分掌について (議案第6号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (報告事項) ①2004(平成16)年1月～3月の相談・申立等の受付状況について ②2004(平成16)年度の事務局の体制について ③個人情報開示請求について
第5回会議	6月16日	(議案第7号) 条例運営について (議案第8号) 個人情報部分開示に対する異議申立ての取扱いについて (報告事項) ①2004(平成16)年1月～5月の相談・申立等の受付状況について ②調査相談専門員(専門員)の選任について
第6回会議	12月2日	(議案第9号) 条例運営について (報告事項) ①2004(平成16)年1月～11月の相談・申立等の受付状況について ②2004(平成16)年案件処理状況について ③2005(平成17)年度予算計画について

□オンブズパーソン会議の開催状況□

第6年次では、オンブズパーソン会議は、計6回にわたって開催しました(表IV-1)。審議された各議案のあらまは、次のとおりです。

○議案第1号

9月補正予算可決時の議会付帯決議への対応を図ることにあたって、オンブズパーソンが公的第三者機関としての一定の独立性と自律性の確保が、子どもの最善の利益を図るという制度の役割を果たし、かつ効果を発揮する上で不可欠であり、このような認識を基本に、条例運営の改善等について、継続審議していくことを確認しました。また、新年度からの運営上の改善として、施行規則等の改正により条例運営のより積極的な理解と認識を議会等に得ていくとともに、条例第21条が規定する「子ども及び市民への広報等」に関する市の機関の責務について、より積極的な達成を市に要望していくことを確認しました。

○議案第2号

条例第20条により第5年次報告書の市長への報告、並びに公表を行うにあたって、報告事項や内容について最終検討を行い、全員一致で確認しました。

○議案第3号

第5年次までの条例運営の実績をもとに機関の第三者性をより一層高め、制度の充実を図るため、オンブズパーソン条例施行規則、オンブズパーソン候補者名簿作成に関する要綱、調査相談専門員の任用等に関する要綱、オンブズパーソン事務局事務分掌要綱、オンブズパーソン制度個人情報保護要綱の改正を事務局より提案され、審議した結果、全員一致で可決しました。

○議案第4号

調査相談専門員の任用等に関する要綱の改正予定に伴い、調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり4月以降欠員となる可能性があることについて、全員一致で了承しました。

○議案第5号

4月異動による体制の変化に対応し円滑な運営を図るために、新たに設置したチーフ相談員に対し、相談、調査等の総括的な意味合いの役割を持たせるとともに、事務局の一部業務も持つようにするために、事務分掌について改善を提案し、川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第3条第2項により審議の結果、全員一致で可決しました。

○議案第6号

調査相談専門員の任用等に関する要綱第3条第2項により、調査相談専門員のうち専門員の選任に関して市長に意見具申するため、オンブズパーソン経験者1名、相談員経

験者1名、弁護士1名、公民館長(元学校長)1名の計4名の推薦を全員一致で決定しました。

○議案第7号

チーフ相談員の新設、事務局体制の変更等により円滑な運営を進めるため、「相談および申立て等に関する受付事務処理要領」の改正および「調査相談活動要領」を制定する必要があり、原案が提出され、審議の結果、原案どおり全員一致で可決しました。

○議案第8号

川西市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する個人情報の一部開示をしましたが、非開示部分について異議申立てがあり、それに対する裁決又は決定を行うに当たっては、あらかじめ個人情報保護審査会に諮問しようとするもので、全員一致で確認しました。

○議案第9号

条例第20条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等を提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

□個々の事例に関する研究協議□

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎり3人のオンブズパーソンが意見交換し深める機会をもってきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

○状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の事例を検討しあい、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回4時間程度を要しました。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議してきました。

第6年次では、このような研究協議は計47回に及んでもたれました。ただし、研究協議は具体的な個人情報を多く含む事例を扱うため、原則非公開としています。

□情報公開の対応□

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応するものです。

○公文書公開関係

市情報公開条例第6条の規定にもとづく公文書公開の請求が1件、9月に提出されました。これは、本市の民間認可保育所に関する相談等の記録の公開を求めたものです。当然ながらオンブズパーソンは付属機関として独立性及び自律性の高い公的第三者機関ですが、その事務局は情報公開条例の適用を受ける実施機関として位置づけられます。オンブズパーソンに寄せられる相談、申立て及び調査に関する記録は、オンブズパーソン条例により守秘義務が課せられており、また広報啓発リーフレットや相談時の説明等で秘密厳守を広く明示してきています。したがってそういった記録は、オンブズパーソン条例運営においては、これを非公開とすることが不可欠です。

公文書を管理する事務局としては、公開請求された相談等の記録は、市情報公開条例第7条で規定する非公開情報のうち、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと認められるもの」（同条第1項第1号）及び「市の執行機関の付属機関、専門委員その他これらに類するものに係る情報で、公文書の公開することにより、当該付属機関等の独立性及び自律性が損なわれると認められる」（同項第4号）に該当するものとして、オンブズパーソンと協議のうえ、公開しない旨の判断を示しました。

○個人情報開示関係

市個人情報保護条例第21条の規定にもとづく個人情報の開示請求が4月と8月の2件提出されました。

1件目は、開示請求者に関する相談記録の開示を求めているものです。相談記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談者の状況、主訴などの対応内容、調査相談専門員の所感、今後の対応、調査相談専門員の覚え書きなどを記録しているもので、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、相談者の問題解決を行うために必要とする記録です。

事務局としては、開示請求者とのやりとりした部分については、開示をしましたが、市個人情報保護条例第18条に規定する「開示をしないことができる個人情報」のうち、「開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」（同条第2号）、「個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で本人に知らせないことが適当であると認められるもの」（同条第4号）、「開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著しい

支障を生ずることが明らかであると認められるもの」(同条第5号)に該当するものとして、請求者以外の個人情報や専門的見地からの所見等を記録している業務上必要な付属機関の内部情報については、オンブズパーソンと協議のうえ、開示しない旨の判断を示しました。

2件目については、開示請求者に関する調査記録の開示を求めているものです。調査記録は、請求者の子どもの人権救済の調査にかかる記録で、主に関係者や関係機関等から聴き取りした詳細な記録となっています。そもそもオンブズパーソン条例の規定に基づけば、オンブズパーソンの責務を次のように定めています。「子どもの利益の擁護者および代弁者として、並びに、公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係わる事項について相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない」(オンブズパーソン条例第7条第1項)、「職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない」(同条第2項)、「オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」(同条第4項)とされています。一方、執行機関の市の機関に対して「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」(第8条)の責務を課しています。このように関係者や関係機関等との信頼と理解によって、かつ市の機関の責務として提供された情報です。

事務局としては、市個人情報保護条例第18条に規定する「開示をしないことができる個人情報」のうち、1件目と同様の要件に該当するし、開示することになればオンブズパーソンに情報を提供することへの強い不信・不安感を抱き、不十分な情報の提供しかされなくなる懸念が生じ、オンブズパーソン活動を適正に遂行することが不可能となり、ひいては公的第三者機関としての独立性と自律性への信頼までが損なわれるものと判断し、オンブズパーソンと協議のうえ、開示しない旨の判断を示しました。

ただし、この2件は開示請求者の不服申立てを受け、現在、市個人情報保護審査会へ諮問をしているところです。

子どもの人権オンブズパーソンの制度運営においては、公開・開示請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開・開示することが原則といえます。その意味において、とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護の上で積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第20条.施行規則第22条)。

そこで、それらについては先の「II.オンブズパーソンの調査活動」で概要や条例上の対処の一部を公開するものです。

V. 補章

「子どもの人権とオンブズパーソン活動」

代表代行オンブズパーソン（弁護士） 石田文三

「今の子どもたち・その心の育ちを考える」

オンブズパーソン（児童精神科医） 川端利彦

本章では、今年度でオンブズパーソンの任期を終える予定であるオンブズパーソンの二人が、これまで携わったオンブズパーソン活動を踏まえ、それぞれに執筆しました。

V. 補章

「子どもの人権とオンブズパーソン活動」

代表代行オンブズパーソン（弁護士） 石田文三

1 はじめに

私は 2003 年 4 月に子どもの人権オンブズパーソンに就任しこの 3 月で任期を終えます。この間いろいろな方とお目にかかり、ずいぶんとお世話になりました。特に調査にご協力いただいた方々には、意見が食い違うこともありましたが、オンブズパーソンとしての私の意見に真摯に耳を傾けていただきました。そのことにまず御礼を申し上げます。

ところで私の就任直前の 2003 年 3 月末に、オンブズパーソンの予算を半減するという議会決議があり、「大変なことを引き受けたものだ。」と正直なところ、暗い気持ちになりました。もっともその後、議会ははじめ諸行政機関、そして何よりも多くの市民のみなさんの理解を得て、オンブズパーソン制度は無事に存続しています。ありがとうございました。

さて 2 年間の任期を終えようとしている今、あらためて川西市が設けたこのオンブズパーソン制度の先進性とその意義を痛感しています。自分がオンブズパーソンとして子どもの人権擁護という役割を十分に果たせたかどうか心許ない限りですが、私が子どもの人権をどのように理解して活動してきたのかをお話したいと思います。なお、これからお話しすることが市内のある研修会で話したことと重なる部分が多いことと、ここで紹介させていただく事例が現実にあった案件ではなく、いろいろな案件のエッセンスを抽出したものであることをお断りしておきます。

2 子どもの人権とは何か

(1) 人権とは(幸福追求の権利)

人権とは人が人であることによって当然に有する権利です。子どもも人ですから人権が認められます。ところで人権を尊重するということの基盤には、人間一人ひとりがそれぞれに尊い存在だという思想（人間尊重の思想・個人主義の思想）があります。それぞれに尊い存在だから憲法第 13 条は、それぞれが幸福になりたいと願うそれぞれの思い（価値観）に従って幸福を追求することを最大限に尊重すると定めたのです。憲法学者の佐藤幸治さんは、憲法が「幸福の権利」ではなく「幸福追求の権利」を保障している点に注目すべきであると書いておられますが、人が幸福であることが保障されているのではなく、人それぞれがそれぞれの持っているものを最大限に活かして自分が最も望むもの（つまり幸福）を追求することこそが最も価値あるものと考えられているのです。このように人権とは各人の幸福追求を尊重することですから、子どもの人権を認めるということは、それぞれの子どもの能力や思いをできる限り尊重することにほかなりません。そしてそれが最

大限に発揮できるように配慮することなのです。

(2) 権利主張とわがまま

もっとも、子どもの人権を認めると言っても、何でも、子どもの言うとおりにしなければならないということではありません。ここは多くのおとなに誤解のあるところで、オンブズパーソンが子どものわがまを許しているとの非難は、この点の誤解に基づくことが多いようです。それはともかく、子どもの人権を認めることは、同時に他の子どもやおとなの人権を認めることを当然の前提としています。それゆえさまざまな場面で、ある子どもがこうしたいと思うこと（人権）と他の子どもやおとなのこうしたい、こうしてほしいという思い（人権）とが、衝突することが避けられないのです。人権を尊重するということは、このように人権どうしの衝突が当然の前提となっているのです。

(3) 人権の調整と対話（意見表明権）

それでは、人権が衝突する場合に、どのようにして調整すべきなのでしょう。次のような例で考えてみましょう（トマス・ゴードンの「親業」という本の例を少し変えて借用しました）。

子どもが学校に行こうとすると雨が降りそうになりました。母親は子どもに傘を持って行かせようとしたのですが、子どもは嫌だと言います。親の思いと子どもの思いが衝突したわけです。このような場合に親が子どもに「持って行きなさいったら持って行きなさい。」と押しつけるのであれば、子どもの主体性を認めたことになりません。しかし逆に子どもが嫌だと言うのだから好きにさせるというのでは、わがまを許すことあるいは放任にほかなりません。ではどうするか。ここで必要なことは、子どもと話し合うことです。なぜ親は傘が必要だと考えるのか、子どもはなぜ持って行きたくないのか、親も子どもも納得できる方法はないのかなどを話し合っていくことです。話し合った結果、子どもは傘の色が嫌いなので持って行きたくないことがわかり、それじゃあ家にある別の色の傘を持っていくということで互いに納得できることもあるでしょうし、あるいはもっと深刻なこと、たとえば傘が不格好だと言われてクラスでいじめにあっているということかもしれません。子どもの意見を聞き、それをきっかけに話し合いをして、親と子の関係をより深めていくことができるのです。

子どもの人権を認めるということは、子どもと対話と討論を尽くし何が最善の解決かを見つけ出していくということです。そのためには子どもが関係する全ての場面で、子どもが意見を述べることができ、その意見が最大限に尊重されなければならないでしょう。これは、オンブズパーソンの指針である子どもの権利条約がその 12 条に定めているところであり、私は子どもの人権の核心がこの意見表明権であると考えています。

ところで、対話と討論により最善の解決策を求めるということは民主主義の根本原理です。そして子どもの人権を認め子どもに関わる全ての場面で子どもとおとなの対話が大切だというのは、子どもたちが民主主義の原理を体現した人間に育ててほしいと考えるからなのです。

3 子どもの人権とオンブズパーソン

(1) オンブズパーソン制度の根幹

このように子どもの人権（意見表明）を尊重することは、子どもが民主主義社会において発達を遂げるために極めて重要なものです。川西市の子どもの人権オンブズパーソンは、相談員も含めて全員が、まず、子どもの話を聞くところから出発します（なお、これはあくまで出発であって、それだけが目的ではないし、何もかもすべてが子どもの言うがままになることではないことを、改めて強調しておきましょう）。この点については、こんなことがありました。私が就任して間もないころに、議員の方々と懇談する機会があり、席上、オンブズパーソン及び相談員が何を一番大切に考えているのか一人ずつ聞かせてほしいとの質問がありました。それまで私たちは、自分たちが何を一番大切に考えているのかについて話し合ったこともなかったのですが、この質問に対して全員が「子どもの話を聞くことを一番大切にしています」と答えました。これを聞いて、私はオンブズパーソンの活動の基盤がそれまでに自分が考えてきた子どもの人権の内容（子どもの意見表明を大切にすること）と一致していることを確認でき、あらためてオンブズパーソン活動に意欲をもつことができたのでした。

(2) 体罰事例から

では、子どもの話を聞くということが具体的にどのように行われるのでしょうか。事例を挙げて説明しましょう。小学生の男の子（アキラ君ということにしましょう）のお母さんから、子どもが担任の先生から体罰を受け学校に行けなくなったという相談がありました。この段階では、お母さんのさまざまな思い、たとえば、息子がこのまま学校に行けなくなってしまったらどうしようという不安、わが子に体罰を加えた教師に対する激しい怒り、親として何もしてやれないという無力感などが入り交じり、問題が整理しきれませんでした。しかし相談員はお母さんの思いをできるだけ受容するように聞いていきます。そしてお母さんの思いをしっかりと受け止めたうえで、オンブズパーソンが子どもの人権を擁護するところであること、子ども自身が何に苦しみ、それをどうしてほしいと思っているかこそを大切にすることであることを説明し、お母さんに子ども（アキラ君）を中心に問題を考えていくという視点をもってもらうように働きかけます。子どもの問題ですから子どもを中心に考えていくというのは当たり前のことなのですが、しかし現実には、親の側に相手を処罰してもらいたいという感情が強かったりして、おとな同士が対立を深めて、子どもをめぐる問題を一層複雑化させてしまっている場合が多くみられます。ただ最初から子ども中心の視点をもってもらうことは容易ではないので、とりあえずは子ども本人から直接に話を聞かせていただくという点を了解してもらいました。

(3) 子どもの話を聞く工夫

ところで子どもから話を聞くと言っても、最初から何でも話してくれる子どももいれば、聞いたことには答えるけれども自分の気持ちをなかなか話せない子どももいます。したがって子どもから話を聞くには、かなりの技術が必要になります。この点、オンブズパーソンの相談員の水準は非常に高く、ある保護者から「うちの子どもは相談員の方に会うことをとても楽しみにしています。一体、どうやればそんなふうにならば子どもの気持ちをつかめる

のですか。」と感心されたこともあります。また話を聞く場所の雰囲気も大切です。幸いなことに、パーティ川西のなかに「子どもオンブズクラブ」の部屋があって、ここはゆったりとしたスペースにカーペットが敷かれ、子どもがリラックスしやすいように工夫されているうえに、2004年度のトライやるウィークでオンブズパーソン事務局にやってきた中学生2名がさらに部屋の模様替えをしてくれましたので、一層よい雰囲気になっています。

さてアキラ君にオンブズクラブに来てもらって、学校でどんなことがあったのか、学校に行けないのはなぜかなどを聞きました。アキラ君は小学校5年でやや落ち着きのないところはありますが、しっかりと自分の考えを話すことができる子どもで、たたかれたこと（頭をげんこつでごつんとたたかれたと言います）よりも、先生が自分ばかりに注意するのが不公平だと感じているようでした。そしてたたかれるのはいやだし、先生にはたたいたことを謝ってほしいし、これからは自分ばかりを叱ることはやめてほしいと考えています。

ところでアキラ君の意見を聞いたときに、「たたいた先生も悪いかもしれないが、君も先生にたたかれるような悪いところがあったのではないか。」というような受け答えをしてしまったら、子どもの意見を聞いたことになりません。そうではなく、たとえば「君は先生が君ばかりに注意するからいやだったんだね。」というように、アキラ君の気持ちを十分に受け止めた答を返す必要があります。そうしていくと、子どもは相手が自分の思いを受け容れてくれているという気持ちになり、その結果、この相手になれば自分の気持ちを伝えていくことができるという信頼感・安心感を抱くようになっていきます。アキラ君の場合、そういう安心感というか信頼関係というようなものができるまでに合計3回の面談が必要でしたが、そうした関係ができあがるのを待って、「アキラ君の話はよくわかったので、次に先生の話聞いてみようと思うけれど、そうしてもいいかなあ。」と水を向けました。するとアキラ君は、「うーん、先生は僕のこときらいやから・・・。」と口を濁します。こういうときも、結論の押しつけは避けて、子どもとおとなが対等の立場で対話を重ねるといふ原理原則に立って、アキラ君がなぜ躊躇するのかをしっかりと話し合っていきます。しかしそれまでに信頼関係が築かれていると、子どもは相手のおとなの話を十分に受け止めることができるようで、案外容易に納得してくれるものです。

(4) 学校との話し合いと代弁機能

それから、学校側との話し合いになるのですが、その方法には、相談・調整（条例第10条）、調査（条例第11条）という方法があります。この異同について触れる余裕はありませんが、アキラ君のケースは調査という方法をとることになりました。アキラ君から受けた申立の概要を調査実施通知という書面にまとめて学校に送付しますが、その際に市の教育委員会にも申立の概要等を伝え、調査がスムーズに行えるように配慮しています。

さて学校側から話を聞くと、学校も体罰自体は否定しなくても、「げんこつでごつんと」たたいたのではなくて「こぶしで軽く」たたいただけだとか、これまで何度も何度もアキラ君には注意してきたのに、アキラ君が同級生に食ってかかっていこうとしたから、やむなくたたいたのだとかに始まり、アキラ君のお母さんが何でも子どもの言いなりで困るとか

というような親の問題まで、それはいろいろな話が出てきます。学校もアキラ君が乱暴で困っているようでした。

先生や学校から聞く話のなかには、本人から既に聞いている事柄もありますが初めて聞く事柄もあり、事実を確認するための時間をもらうことになります。その点を留保したうえで、学校側にアキラ君の気持ちをきちんと伝えます。これを子どもの代弁機能と呼んでいます。子どもの意見を十分に受け止めることと並んでオンブズパーソンが非常に大切に行っているものです。そもそもオンブズパーソン制度自体が、おとなと子どもでは意見を表明する力に大きな差があり、子どもの意見をきちんと代弁する立場の者が必要だという考えに立脚しており、その意味からも大切な機能なのです。もっとも学校に対して子どもの気持ちを代弁すると、学校側から「アキラ君自身の問題やアキラ君の親御さんの問題を説明したのに、その点はわかっていただけないのですか。」という趣旨の発言が返ってくることもあります。それに対して、アキラ君の側の問題についてもオンブズパーソンはできる限り対処していくが、理由はどうあれ体罰を加えることは許されないのだから、教師の側が体罰を受けた子どもの気持ちをきちんと受け止めることが出発点であることを強調します。これに対しては、学校側もオンブズパーソンの提案に理解を示してくださり、私はこのようなところに川西市の教育の力を感じております。

(5) 関係回復の手助け

学校側との話し合いを受けて、さらにアキラ君やアキラ君のご両親に学校側の意見を返していきます。その作業も決して容易なものではありませんが、既に述べたように、アキラ君とオンブズパーソンが築いている関係を基盤として、たとえば「先生はアキラ君のことをこんなふうに言っているけれど、それに対して君はどう思うかなあ。」と子どもの受け止めを確認したり、「オンブズパーソンは先生のこういう点は間違っていると思う。しかしアキラ君がほかの生徒に暴力をふるうのはいけないと思うけれど、どうかなあ。」とアキラ君にも話していきます。子どもは信頼しているおとなから言われることであれば、まじめに考えます。そしてまじめに考えれば、暴力が悪いことも理解します。そのうえで、僕も悪かったけれど、そのときは相手の子どもがこういう態度だったので腹を立てて暴力を振るっただけだというような話をします。そこでその事情を踏まえて、アキラ君とオンブズパーソンはアキラ君の暴力をどう考えるべきなのかを話し合っていくのです。この話し合いを通じて、アキラ君に自分自身の問題に気づいていってもらえるようにするのです。腹が立っても暴力を振るってはいけないこと、腹が立ったときにどうすればそれを抑えられるのかなどなどをアキラ君と話し合い、今後は、学校でこんなふうには振るまっていこうという理解を作っていくのです。このように、オンブズパーソンはアキラ君の気持ちを受け容れつつ、アキラ君にも自分の態度の変容を求めていきます。この場合も、決して「暴力を振るっただけ君が悪い」というような決めつけはしません。アキラ君が自分でそのことを気づいていくように時間をかけて話し合うのです。

アキラ君との話し合いの後に、さらに学校にアキラ君の気持ちを伝え、学校側でアキラ君の気持ちをどう受け止めていくかを議論します。こうしたアキラ君と学校との間の行ったり来たりを繰り返しながら、だんだんとアキラ君と学校との考えを近づけ、最終的には、

体罰の謝罪とアキラ君の行動の変化を帰結して、案件を終了することになりました。

むろんいつも当事者の納得がいくとは限りませんが、私が関わった案件の多くは、当事者双方に喜んでいただけました。特に学校側は当初はオンブズパーソンの調査という、かなり身構えて来られますが、学校と子ども・親との関係がこじれ切っているときに、オンブズパーソンという第三者が相互の関係の作り直しをお手伝いし、それは学校にとって大きなメリットになっています。

(6) 子どものエンパワメント

最後に、オンブズパーソンの活動が子どもへのエンパワメント（力づけ）となっていることを指摘したいと思います。たとえばアキラ君の例で、アキラ君が学校でも問題を起こさないようになっていくことを話しましたが、それは誰かから言われてそうなるのではなく、アキラ君自身がオンブズパーソンとの話し合いを通じて、自分で考え、自分で納得し決断して、自分の行動を変えていったのです。オンブズパーソンは子どもの自立や変化を支えています、変わるのは子ども自身であり、子どもの力なのです。これをオンブズパーソンはエンパワメントと呼び、活動の大きな目標のひとつとしています。私が関わったなかでも、さまざまなエンパワメントが起きました。たとえば、先生との関係がこじれて学校に行けなくなった生徒が、オンブズパーソンの調整の結果、クラス委員に立候補したいと言い出して学校に通えるようになった例や、行き過ぎた生徒指導のために学校に行けなくなったこともある子どもが、オンブズパーソンの関わりによって元気を取り戻し成績も伸びた例などがあります。

4 おわりに

以上のようにオンブズパーソンの活動は、①苦しんでいる子どもの受容、②子どもの意見の代弁、③子どものエンパワメントを目指すものでありますが、それを通じて、たとえば学校現場の混乱（保護者と学校との対立など）を收拾する効果もあげています。したがって川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度は、子どもを巡るさまざまな問題を解決するために極めて有効な制度だと痛感しています。これからもますます、市民のみなさんや関係諸機関の理解と協力が得られて、オンブズパーソン制度が充実し、一人でも苦しんでいる子どもが助かることを願ってやみません。

「今の子どもたち・その心の育ちを考える」

オンブズパーソン（児童精神科医） 川端利彦

1 おとなが気づかない子どもの悩み

夜中に急に起きて部屋の中を走り回って、また寝てしまう。翌日そのことを全く覚えていない、一晩に数回繰り返すこともあるという5歳児についての相談がありました。母親の話によると、ある病院では「てんかん」の疑いがあるとと言われて、脳波の検査を受けたのですが、異常がなかったそうです。

本人に会ってみると何となく元気がありません。どうやら疲れているようです。そこで子どもに毎日の生活を聞いてみました。まず、幼稚園に行っています。幼稚園が終わってから、塾に行く日とピアノを習いに行く日と英会話を習いに行く日と、それにまだスイミングの日があるというのです。

それでは疲れるのもむりはない、「習い事が多すぎて疲れているんですよ。」とお母さんに話したら、「でも、全部自分から行きたいというから行かせている。」ということでした。そこで、今度は子どもに「なんでそんなにいろいろ習いたいのか？」とたずねました。そしたら、「ほんとはあまり行きたくないんだけど、今度は何を習いたいと言ったら、いつもお母さんが嬉しそうにしてやさしくなるから、いつの間にか増えてしまった。」ということでした。

このように、子どもが困っているときに出すサインは、おとながすぐには気づかないことが多いものです。外に現れる行動面の問題に気をとられていると、つい、その背後にある子どもの心の問題に気づかないままに、すれ違ってしまふことが多いように思います。

2 親と子の関係の中で

「最近の子どもには反抗期が見られなくなった」と言われて久しくなります。おとなも子どもも忙しくなって、それどころではなくなっているからではないかという人がいます。本当のところはどうなのでしょう。

幼児の時から習い事や塾に行く子どもが多くなっていて、ついあせってしまうお母さんが少なくないようです。1歳5ヶ月になったばかりで、まだ言葉もしっかり言えないのに、ピアノの塾はどこがいいのかなどと考え始めるお母さんがいます。

「言うことをよく聞くいい子であってほしい。」というお母さんの気持ちをけなげに受けとめて、必死に良い子であろうとがんばって、そのために疲れてしまっている子どもも少なくありません。

また、小さいときからほしい物は何でも買ってもらえて、禁止されることがなく、要求は全部通ってきたという子どもがいました。小学校にすすむ頃から、だんだんに親が困りはじめました。要求がエスカレートしてとうてい実現できないようなことを言い出したからです。ところが、はじめて「それはだめ。」と言われて要求が通らなかったその子は、自分の気持ちの持って行き場をなくしたのでしょうか。床に頭を打ち付けたり、家にある大

事な物を壊したりたいへんだということで、私のところに連れられてきました。

子どもと話してみると、本当に戸惑っている様子がよく分かりました。話しているうちに、「本当はどうしたいのか、どうしてほしいのか、自分のことがよく分からない。」と言って泣き出しました。「僕の気持ちを分かってほしいのに、誰も分かってくれない。」というその子の言葉は、まさにその子の実感を表していたように思います。

3 親だから気づかない？ なぜ？

これまで述べてきたような場合、たいていのお母さんが「親なのに気がつかなくて…」と、まるで自分がだめなように言われます。私が「あなたがだめなのではなくて、親だからこそ気がつかないことがあるんですよ。」と言うと不思議そうな顔をされます。

生まれたときからずっと一緒にいて、これまでの長い間の育ちにつき合ってきたお母さんにしてみれば、自分が子どものことを一番よく知っている、分かっていると思われるのはごく当たり前のことです。また、お母さんが子どものことをよく知っているのも事実です。

ところが、何か子どもにそれまでにはなかったようなことが起こったり、まさかと思うようなことが問題になったとき、「なぜ？」「そんなはずがない。」といった思いに駆られて、「どうしてなの？」と子どもを問い詰めたり、「なんとかしなければ…」と、ついあせってしまいがちです。そういった中で、いつもの自然な子どもとの関係が壊れがちです。

これが、他人の子どもであればもっと冷静に見ることができて、「本当はこんなことで困っているのではないのか。」と言えることが多いはずですが。

私をはじめ相談を受けるとき、まずは子どもだけに出会います。そうすると、子どもの気持ちや抱えている問題に気がつくことが多いものです。どうして気づくのかというと、私が精神科医という専門家だからではありません。専門家の目で見ってしまったら、症状や診断名に気をとられて、かえって子どもと当たり前に話すことはむづかしいでしょうし、子どもの方でも警戒してなかなか心を開いてくれないのではないかと思います。ではなぜ気がつくのかというと、私はその子どもの日常にかかわる当事者ではないからです。あえて言えば、多少ともやじ馬根性的に横から見ているからだと思います。囲碁の世界に「岡目八目」という言葉があります。これは、碁を打っているところをわきから見ていると、対局している当事者よりも先の手まで分かることがあるという意味だそうですが、私が子どもを見る場合も全く同じではないかと思っています。

ですから、べつに医者でなくても、近所の人や親戚の人、お母さんの友達のなかに、親子の関係を横から見ている、率直に意見を言ってくれる人がいればいいのと思うことがよくあります。しかし、今の時代に、そういった人を身近なところで見つけだすのは、容易なことではなさそうです。

4 相談することが大切

子どものことが気掛かりなときには、誰かに相談したくなります。私は、相談するというのはとても大事なことだと思っています。こんな一見当たり前のようなことを、ここで

あらためて言うのは、今の世の中では、気軽に相談するのがとても難しくなっているように思うからです。

世間話ならいくらでもできるのに、いざ相談となると、「こんなことをたずねて笑われないだろうか。」「だめな親だと思われないか。」などと考えてしまって、それならやはり専門家に相談しようということになりがちです。そこでカウンセラーや精神科医という言葉が登場します。

私は「カウンセリング」や「精神科の医療」そのものを否定するつもりはありません。しかし、この十年余りの間に、ことに「カウンセリング」という言葉を、いろんなところで目にしたり耳にすることが多くなっています。

カウンセリングというのは本来相談するという意味です。わざわざカタカナで言わないで「相談」と言ったほうが分かりやすいと思います。相談ということであれば、まず身近にいる人にするのが普通ではないでしょうか。たとえば、家族、親戚の人、近所の人、友人などです。この場合でも、あらためて相談ということもあるでしょうが、たいていはお互いに相談し合うのが普通ではないかと思います。

そのことならあの人がよく知っているとか、あの人はどういうだろうなどと言い合う中で、相談の輪が広がっていけばいいのです。

その上で、やはり専門家の意見も聞こうということになれば専門家のところに行ってみるのはいいですが、この場合に、一度専門家にたずねてそれでよしとするのは早計です。そこで聞いたことを、また仲間のところへ持ちかえってそれぞれの意見を聞いてみるのが大切です。「それはいい。」という人もいれば、「それはおかしい。別のところに行ってみては」という意見も出てくるでしょう。そこで、お互いに考え合って、どの専門家をどのようにうまく利用すればいいのか相談し合う。それも相談ということの大切な一面ではないかと思います。

いずれにしても、専門家にゆだねて、それでよしとしてはいけないと思います。

5 人に出会っていない子どもたち

子どもの心が育つためには、幼児からいろんな人に出会うことが大切なことは言うまでもありません。単にいろんなことを経験する機会が増えるばかりでなく、周りにいるいろんな人たちとのさまざまな関係を通して、自分のことを自分のこととしてはっきりと分かるようになるからです。

そういった機会が持てないと、「自分はどんな自分なのか。」「自分は本当は何がしたいのか。」といったことがはっきりしないままに、おとなになっていくことになります。

同じ年頃の子どもたちと出会うことももちろん大切なことです。しかし、大学生からおとな、高齢者にいたるまで、自分より年長のさまざまな人たちに出会うことが子どもにとっては一層大切なことだと思います。

なによりも、世代を越えて伝えられてきたさまざまなことを学ぶことができます。また、それぞれに違った人生の経験を経てきていますから、人はそれぞれに一人ひとり違った存在であるというごく当たり前のことを教えられる機会が得られます。そういったことを通

して、自分の内にある自分のさまざまな側面に気づき、そのどれもが自分に他ならないことを知ることになるのです。

ところが、最近の子どもたちは、家族や幼稚園、学校の先生以外に、年齢の違うさまざまな人たちに出会う機会をほとんど持てないでいます。

子どもばかりではありません。おとなもまた、ごく限られた人にしか出会えないようになってきています。だからこそ、何か困ったことがあれば、まず身近にいる人たちに相談することが大切なのです。でも、今の地域社会では、それぞれの家族が孤立しがちで、お互いの結びつきをつくるのがとても難しくなっています。それだからこそあえて、今から育っていく子どもたちのためにも、それぞれの地域でのさまざまな繋がりを豊かにしていくことが、実際には難しいことですが、今とても大切なことではないかと思うのです。

6 待つことが大切

子どものことで心配しはじめると、時にはとめどがなくなって、この先どうなるのかと、とても不安になることがあります。ところが、前にも述べたように、子どもが困っていることと、親が心配することが違っていることが少なくありません。

このような場合、親が不安な目でハラハラしながら見ていると、子どもも不安になります。自分が困っていることとは違うことで心配をされると、子どもは「自分のことを分かってくれない。」と不信感を持つことになり、余計に困ってしまいます。これでは事態は悪くなるばかりです。

まずは、親が落ち着いてじっくり子どもの様子を見るのが大切です。そして、何よりも信頼の目で子どもを見てあげることです。私はしばしば、「子どもは親が期待したように育つものである。」と言いますし、事実その通りであると考えています。子どもは親が自分をどんなふうに見ているのか、自分に何を期待しているのか、といったことに思いのほか敏感です。そして、親によく見られたい、期待に応えたいと思っています。しかし、そう思ったからと言って、すぐにそんなふうに見えるわけではありません。

反対に「この子はこういう子である。」たとえば「落ち着きがない。」「人前で話をするのが苦手である。」などと親に思われていて、親が周りの人たちに話をするのを聞いていると、子どもは「・・・」と思われている自分しか出せなくなります。別に期待に応えるというわけではありませんが、「おや、こんなところもあるんだ。」と改めて気づかれることが、何となく気恥ずかしく思えてしまうからです。

しかし、親がいつも子どもを信じて、この子はこんな良いところがある、これからもこんなふうに育ってほしいし、そんなふうに育つに違いないと思っていると、子どもはいつの間にか親が期待したように育っていく、そういった一面が必ずあるものです。それを見逃さないようにすることが、とても大切なことだと思います。